

厚岸町議会 第2回定例会

平成22年6月23日
午前10時00分開会

- 議長（南谷議員） ただいまより、平成22年厚岸町議会第2回定例会を開会いたします。

- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番、菊池議員、10番、谷口議員を指名いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第2、議会運営委員会報告書を議題といたします。
委員長の報告を求めます。
10番、谷口委員長。

- 谷口委員長 議会運営委員会の報告を行います。
平成22年6月21日に委員会を開催いたしました。
協議内容は、第2回定例会の議事運営についてであります。
（1）報告について。
ア、議会側より、（ア）諸般報告、（イ）例月出納検査報告がございます。
イ、理事者側より、（ア）行政報告がございます。
（2）議会提出の議案についてであります。
ア、発議案第1号、厚岸町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。審査方法は、本会議において審査することといたします。
イ、意見書案第4号、北海道農業の発展に必要な生産基盤整備等に関する意見書。審査方法は、本会議において審査をいたします。
ウ、各委員会所管事務調査報告書、産業建設・厚生文教各常任委員会から報告書が出されております。審査方法は、本会議において審査をいたします。
エ、各委員会閉会中の継続調査申出書についてであります。総務・産業建設・厚生文教の各常任委員会と議会運営委員会から申し入れがあります。審査方法は、本会議において審査をいたします。
オ、議員の派遣について。審査方法は、本会議において審査をいたします。
（3）町長提出の議案等についてであります。
ア、報告第1号から報告第6号、6件であります。審査方法は、本会議において審査をいたします。
イ、議案第47号から第50号、人事案件、4件であります。審査方法は、本会議におい

て審査をいたします。ただし、議案第47号から49号までは一括提案とし、質疑も一括して行うものいたします。

ウ、議案第51号から第56号、一般議案6件であります。審査方法は、本会議において審査をいたします。ただし、議案第51号から第54号までは一括提案といたしますが、質疑は別々に行うものいたします。

エ、議案第57号から第61号、条例5件であります。審査方法は、本会議において審査をいたします。

オ、議案第62号、補正予算1件であります。審査方法は、平成22年度各会計補正予算審査特別委員会へ付託し、会期中に審査を行います。

(4) 一般質問は、5人であります。

(5) 会期の決定についてであります。6月23日から6月25日までの3日間とし、休会日はありません。

以上であります。

●議長（南谷議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（南谷議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日から25日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から25日までの3日間に決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

●議長（南谷議員） 日程第4、諸般の報告を行います。

まず、本定例会に提出され受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成22年3月3日開会の第1回定例会終了時から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今般、釧路東部消防組合、釧路公立大学事務組合及び釧路広域市町村圏事務組合の各議会報告書が提出されております。関係資料の詳細は、別途、議員控室に備えることにしておりますので、ご了承いただき、後ほど閲覧を供您に供してください。

また、町長より、第3期厚岸町障害者基本計画の策定報告が5月18日付で提出されております。この基本計画は、既に各議員に配付されておりますので、ご参考に供してください。

以上、諸般報告といたします。

- 議長（南谷議員） 日程第5、例月出納検査報告を議題といたします。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供してください。

- 議長（南谷議員） 日程第6、行政報告を行います。

町長から、2件の行政報告の申し出がありましたので、これを許したいと思います。
町長。

- 町長（若狭町長） おはようございます。2点について行政報告をさせていただきます。

一つ目は、釧路地域活性化協議会の平成22年度事業計画であります。2点目は、沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の矢臼別演習場における米海兵隊実弾射撃訓練実施に伴う野火の発生についてであります。

初めに、釧路地域活性化協議会の平成22年度事業計画についてであります。

本年2月18日に設立された釧路地域活性化協議会につきましては、2月19日開催の議員協議会、さらに3月定例会におきまして5年間の全体計画を示させていただきましたが、その後の市町村長会議により、平成22年度の事業計画が決定されたところであります。

事前に配付しております行政報告説明資料をご覧くださいと思います。

まず、1ページであります。平成22年度の事業計画について説明をいたします。

基本的な考え方として4点掲げております。1点目は、管内一体となって、官民挙げでの取り組みをスタートさせる年とする。2点目は、各市町村のこれまでの取り組みに差や濃淡がある中で、取り組むべき課題に対して共通認識に立てるよう協議を行い、その上で事業を実施する。3点目は、観光客等の動向やニーズを注視するとともに、管内民間事業者などによる事業展開を考慮しながら取り組みを進める。そして4点目は、町村会プロジェクトのうち観光プロジェクトについては、当協議会で行うこととしております。

次に、同じく1ページであります。具体的な事業について説明をいたします。

事業の大きな一つ目は、1ページから2ページに書かれておりますが、広域観光ルートの形成であります。町村会プロジェクトとして取り組んでまいりましたツアー造成の検討、一定の基準を設けて既存の広域観光の取り組みへの補助を行うとともに、既存の自然の番人宣言のPR事業等の補助を行うこととしております。

事業の大きな二つ目は、2ページから3ページに記載されておりますが、観光プロモーション事業であります。このうち情報発信事業につきましては、管内各市町村の情報を地域全体で共有するために、地元新聞への特集記事掲載を行うとともに、国内観光客の増加がなかなか見込めない中、今後、増加が見込まれる中国向けとして、テレビ番組やDVDを作成するとともに、中国のウェブサイトにおける当地域の観光情報の発信をしていくこととしております。

また、観光プロモーションにつきましては、中国の航空会社や旅行エージェント・メディアを訪問し、当地域への観光をPRするとともに、航空便就航や旅行商品造成を要

請するほか、修学旅行ニーズの可能性を探っていきたいと考えております。

また、現地での観光・物産PRイベントの開催や中国への物産販売に向け、今後、継続できるつながりを持つため、百貨店等を訪問するとともに、流通関係者との交流会などを開催することとしております。具体的な内容については、今後、詰めていくこととなりますが、その中で現地での観光・物産PRイベントを効果的な規模で実施できるようになった場合には、よりイベントを盛り上げるために、「くしろ蝦夷太鼓」の公演を考えているところであります。

さらに、今回の中国訪問に際して、釧路空港と上海の空港との間で双方向のチャーター便を運航し、中国からは一般客を受け入れることとしております。どのくらいの人数が、どのくらいこの地域に滞在していただけるのかはこれからのことではありますが、来ていただきたい方には空港での歓迎や管内の各地域で、できる限りの歓迎を行っていきたいと考えております。

次に、2ページ、3ページであります。観光マーケティング調査につきましては、今回、中国から一般客が来られるということになりますので、その方々へのアンケート調査を実施していきたいと考えております。

事業の大きな三つ目、同じく3ページであります。物産PR事業であります。

このうち大消費地への物産PRといたしまして、9月から10月にかけて札幌大通公園を会場にして行う「さっぽろオータムフェスト」に参加し、札幌圏の住民及び観光客に対し、当地域の物産をPRしていくこととしております。

また、アンテナショップの検討といたしまして、首都圏で展開されている各地域のアンテナショップの調査を行い、当地域のアンテナショップの展開の可能性について検討させております。次年度以降に取り組みを予定している事業につきましては、今年度の後半に共通認識に立ちながら、次年度以降、事業展開ができるように検討していきたいと考えております。

続きまして、4ページであります。平成22年度予算について御説明をいたします。

まず一般会計についてですが、総会や幹事会の開催等に関するものであり、各市町村の負担金で運営していくこととし、平成22年度は39万8,000円、予算を計上しております。

次に、5ページであります。事業会計についてですが、資金2億円を取り崩して行う事業に関するものでは、基金2億円のうち4,854万円を取り崩し、広域観光ルート形成事業に773万円を計上しており、内訳ではそのツアー造成の検討として325万3,000円、広域観光の取り組みの充実として各団体への補助金337万7,000円、自然の番人宣言PR事業として、推進委員会への補助金110万円を見ております。

次の観光プロモーション事業では、総体で3,434万円を計上しておりますが、そのうちの情報発信事業1,677万円の内訳では、地元新聞への記事記載で200万円、テレビ番組及びDVD作成に1,155万円、ウェブサイトへの掲載315万円となっております。また、観光プロモーションの1,437万円の内訳では、中国での旅行エージェントへのセールスや観光・物産PRに722万円、くしろ蝦夷太鼓の参加費として227万円、中国人観光客の受け入れ歓迎費として488万円を見ております。また、観光マーケティング調査では、アンケート調査の委託で320万円を見たところであります。

次の物産PR事業では455万円を計上しており、大消費地への物産PRとして「さっぽ

るオータムフェスト」への参加経費339万円と、アンテナショップの検討に要する経費116万円を見込んでおります。また、事務局の事業調整のための活動経費である事業総計費として92万円、予備費100万円を計上させていただいております。今後、詰めていかなければならない課題も多くありますが、冒頭申し述べた基本的な考えに沿って事業を推進してまいりたいと考えております。

以上が、釧路地域活性化協議会の平成22年度事業計画に関する行政報告であります。

次に、沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の矢臼別演習場における米海兵隊実弾射撃訓練実施に伴う野火の発生についてであります。

平成22年度における沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の矢臼別演習場における米海兵隊実弾射撃訓練実施については、5月26日から6月9日までのうち日曜日を除く10日間、実弾射撃訓練が実施されたところでありますが、その訓練実施中に弾着地内及びその付近で野火が発生した旨の連絡を、北海道防衛局矢臼別演習場現地対策本部から連絡を受けたところであります。

その内訳は、5月29日午後1時15分頃発生、同日午後5時47分頃鎮火、焼失面積約6ヘクタール、弾着地内。5月31日午後2時11分頃発生、同日午後6時32分頃鎮火、焼失面積約6ヘクタール、弾着地内。6月5日午後0時55分頃発生、同日午後1時35分頃鎮火、焼失面積約0.04ヘクタール、弾着地内。6月5日午後3時6分頃に残火を確認、当日午後6時50分頃鎮火、焼失面積は約1.4ヘクタール、弾着地内。6月5日午後10時45分頃発生、翌日6日午後0時53分頃鎮火、焼失面積約1ヘクタール、弾着地付近。6月8日午前9時50分頃発生、午後3時50分頃鎮火、焼失面積約40ヘクタール、弾着地付近まで、いずれも陸上自衛隊のヘリコプターによる消火活動により鎮火したとの連絡でありました。

これに伴い、5月29日、31日、6月5日、6日に、野火発生原因の究明と再発防止に万全の措置をとることを要旨とした要請書を、北海道知事から北海道防衛局長に対し提出をしたところでありますが、当該要請にもかかわらず、その後においても野火が発生したことを受け、再発防止などの対応がされていないとして、6月7日及び8日に矢臼別演習場関係機関連絡会議から、北海道防衛局長に対し緊急要請書を提出し、文書による回答を求めていたところであります。

これに対し、6月9日、北海道防衛局から回答があったところでありますが、その回答の要旨は、5月29日、31日、6月5日の弾着地内の野火発生の原因究明と再発防止の徹底を図ることについては、米海兵隊の射撃に伴い、弾着地内の枯れ草に延焼したものと考えている。火砲訓練の特性上、弾着地内での野火の発生は避けられないため、射撃訓練の安全性を確保する観点から、事前に陸上自衛隊により弾着地周辺を防火帯として整備しており、弾着地内への延焼は食いとめる安全対策を講じていること。野火が発生した場合は、迅速に消火できるよう陸上自衛隊のヘリコプターを待機させるなど、米軍と陸上自衛隊による消火体制をとっていることとの回答内容でありました。

また、6月5日深夜から6日未明、及び8日の弾着地付近の野火発生の原因究明と再発防止を図ることについては、原因は米海兵隊が使用した照明弾のパラシュートが強風の影響を受けて流され、弾着地以外に落下したことにより、枯れ草が延焼したものと考えていること。再発防止策は、照明弾使用に対し、弾着地以外におさまるよう風速を考

慮し、また、低高度でパラシュートを開き影響をなくするなど、さらなる安全措置を講じることとしたことです。

さらに、関係機関への連絡、地域住民に対する情報提供等については、適宜、地元関係自治体等への連絡、情報提供を今後とも速やかに行う、という内容でありました。しかしながら、矢臼別演習場関係機関連絡会議としては、この回答内容では極めて不十分として、今後、引き続き同連絡会議として、北海道と関係4町が連携して北海道防衛局に対し要請を行い、同局から直接説明を求めていくこととしたことを申し添え、行政報告といたします。

●議長（南谷議員） これより、行政報告に対する質疑を行います。

なお、報告に対する質疑は、厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり、内容の疑義をただす程度にとどめていただきます。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（南谷議員） なければ、以上で行政報告を終わります。

●議長（南谷議員） 日程第7、報告第1号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました報告第1号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されております。同法の改正に伴い、平成22年度分の町税課税事務の執行上、町税条例を速やかに改正し、施行することが必要となったところであり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分をもって町税条例の一部を改正する条例の制定を行い、同法同条第3項の規定により報告し、議会の同意を求めるものでございます。

議案書2ページでございます。

総総専第1号 専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

町税条例の一部を改正する条例であります。

議案書3ページ、別紙でございます。

今回の町税条例の一部改正につきましては、同法の一部を改正する法律の規定中、65歳未満の者の年金に係る町民税の特別徴収制度の変更及び所要の関連規定等の整備を行うものでございます。

改正内容の説明につきましては、別紙お手元に配付の報告第1号説明資料、町税条例の一部を改正する条例新旧対照表及び平成22年度主な税制改正の概要（地方税関係）により行いたいと思います。

なお、資料は逐条で説明することから、改正規定内容の説明が前後いたしますが、ご了承いただきたいと思ひます。

新旧対照表1ページからご説明申し上げます。

第33条の3第2項及び第3項は、次の第4項の追加に伴う文言の整理でございます。

2ページをお開きください。

第4項は、65歳未満の者の年金に係る町民税の特別徴収制度の変更による項を追加するものでございます。あわせて、税制改正の概要の1ページをお開きください。

現行は、平成21年度から給与所得分は給与からの特別徴収、65歳未満の者の年金に係る町民税の年金所得分は普通徴収としたことにより、納税者が窓口等での納付の手間が発生しておりましたが、納税者の利便性を考慮して、改正後は給与所得と年金所得を一括原則として、給与から特別徴収する方法となるものでございます。本町において、22年度課税において、本改正の対象者は19人であります。

なお、65歳以上の者は、給与所得分は給与からの特別徴収、年金所得は年金からの特別徴収とする方法に変わりはありません。

新旧対照表2ページへお戻りください。

第33条の3第5項第6項は、第4項の追加による項番号の繰り下げる改正であります。

第33条の4第1項は、現条第4項が第5項に改正したことに伴う条文の整理でございます。

新旧対照表の3ページから4ページにわたり、第33条の7第6項は、法改正に伴う引用番号の変更及び文言の整理でございます。

附則第15条の読みかえ規定を削除し、第15条の2を第15条に改めるのは、地方税法附則第10条第3項において、特別土地保有税の非課税の特例期間が満了となり、廃止による削除であります。

なお、この条項の対象は、厚岸町内にはございません。

4ページから6ページにわたりますが、附則第20条の4第1項から第3項第5項及び第6項は、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律の名称が改められたことに伴う条文の整理でございます。

附則第20条の5第1項は、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律の名称が改められたことに伴う文言の整理でございます。

附則第1条、施行期日ではありますが、この条例は平成22年4月1日から施行し、引用法令名の改正による附則第20条の4及び第20条の5第1項の改正規定は、平成22年6月1日から施行するものでございます。

7ページをお開きください。

次に、経過措置でございますが、第2条は個人の町民税に関する部分は、平成22年度用の年度分の個人の町民税について適用し、それ以前のものとは従前の例によることとさせていただきます。

第2項は、平成22年度に限り、4月30日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を

普通徴収の方法によって徴収されたい旨の申し出があるとするには、普通徴収の方法によって徴収することとする経過措置を設けたものでございます。

第3項は、法人の町民税に関する部分は、平成22年4月1日以後に開始する事業年度分の法人に適用し、実質的に平成23年度課税から適用し、それ以前の部分は従前の例によるものとしてございます。

なお、今回の改正による対象法人はございません。

以上で、報告第1号の説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 専決処分についてちょっとお伺いしたいのですけれども、議会を開くいとまがないということで、専決処分をずっと行ってきていますよね、地方税法の改正では。それで地方自治体の議会の権限、こういう物の考え方なんですけれども、非常に軽視され続けているのではないのかなというふうに考えているんですけれども。内容はこの程度だからいいというようなことが理事者側の中にはないのかどうなのか、その辺ちょっとお伺いをしたいということと同時に、やはり町民に税に対する条例を議会が審議することができないわけですよね。報告だったら一方的なものであって、これを修正することだとか、そういうことはできないし、今回のこの改正に伴っての条例の制定については、議会側は全く関与することができないというような内容によって、こういうことが行われているのかどうなのかお伺いをいたします。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） お答え申し上げます。

今般の専決の内容であります。従前同様、地方税法の改正に伴いまして4月1日からの事務の執行上、やむを得ずとなっているものでございます。全国の自治体同様な措置を、この上位法である地方税法の改正に伴って、市町村条例改正が必要となるものでございまして、決して議会軽視しているという考えのもとで専決処分を行っているわけではないということは申すまでもないことでございます。万やむを得ず、事務の執行上速やかに条例の改正が必要とするということに尽きると思いますので、その点をご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今、提案理由の説明の中では、3月31日にその連絡というのですか、出たというのですか、通知が出たか私わかりませんが、手続が行われたということであったのかなと、国のほうからね。それは国会がいつ成立しているのですか、地方税法の改正が国会ではいつ可決されて成立をし、そしてその手続はどういう手続に基づいて厚岸

町まで来る、それがどういうことで31日だったのか、それが31日の何時に連絡が入ったものなのでしょうか。そして、それに基づいて厚岸町は、税条例の改正は、何時から何時までの間にその事務を行って、その決裁を行ったのは何時なのでしょうか、そこを教えてください。

- 議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時39分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） 失礼いたしました。貴重なお時間をいただきまして、まことに申しわけございません。

まず、国会での地方税法改正の可決の日時でございますけれども、3月24日に可決されております。公布は、3月31日ということになってございます。施行は4月1日からということでございます。それに伴う条例改正の事務上の手続でございますけれども、この短い期間の間で、それぞれ町民、それから道を経由してくる情報をもとに4月1日の改正からの事務方、所要の条例改正の整備いたしまして、並びに課税事務の変更はどの部分であったのかということを経査した中で、準備をしていったということでございます。

- 議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時43分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） 貴重なお時間をいただきまして申しわけございません。もう一度、繰り返しになる部分もございしますが、整理した中で答弁させていただきます。

本地方税法の改正につきましては、国会での可決は3月24日に可決、この法律の公布は3月31日でございます。この情報が、法改正の情報自体がどのような内容であるかという情報が、厚岸町に到達したのはいつかということでございますけれども、概要については年明けぐらいに大まかなものは来ます。ただ、条例改正に必要な情報につきましては、これは案という、予定と申していいのかもしれませんが、そういう内容で

到達したのは3月17日でございます。ただ、国会での可決は、その後の3月24日でございますから、それに基づきまして地方税法の改正によって、いわゆる市町村条例の改正が、どの部分に当たるのかというような中身を確認しなければなりません。その作業を3月31日までの期間の中で精査して、今回の報告させていただきました一部改正条例、この内容を作成していったということでございまして、町税条例の一部改正につきましては、3月31日をもって専決処分をさせていただいたというのが、時系列的なご説明になろうかと思えます。（「それで、決裁したのはいつなんですか、専決処分……」と発言する者あり）3月31日でございます。（「何時なのですか、それを聞いているんです」と発言する者あり）決裁の時間ですか。手元には何時何分という、申しわけございませんが、そこまで細かなものはございません。決裁来ている中でも、時間をそこに付すということにはなっておりませんので、3月31日付ということでございまして、申しわけございませんが、時間までは記録がないということでもありますので、よろしく願いいたします。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 地方税法の改正が行われるというのは、これ毎年やってきていますよね。それで民主党政権になったら、もっといい方法で地域の住民にも納得していただけるような方法で、地域でも条例の改正が速やかに議会に付して行われるようなそういういい制度になってくるのかと思えば、依然として以前と同じパターンを繰り返しているというのが、地方税法の改正に伴う結果的には、専決処分を行わなければならないという実態だと思うんですよね。ただ、今、説明された内容が、この部分を法改正でこうしたから、それほど難しい話ではないんだということがあるのかもしれないけれども、やはり一つ一つの条例をきちんと議会で決定をしていくというのが、地方自治体の課せられた役割であると思うんですよね。行政の側も議会の側も、それをきちんとやっていかなければならないのではないのかなというふうに思うのですよ。

ところが、こういうことがどんどんやられていって、それが当たり前だということになってしまっていくんでは、自治体や議会の権限というか、非常に形骸化されるおそれがあるのではないのかなというふうに思うんですよ。そういう中では、やはり国に対してもきちんと地方の議会でも議論する時間を保障していただくような方法で進めていただかなければ、困るということを上げていかなければだめではないのかなというふうに思うんですよね。それでなければ、ただ向こうから来たから、一方的にそれに合わせた条例改正を行って、それは専決処分ですべて決めていくというのでは、全く住民を軽視したものになっていくというふうに思うんですよ。

それで、一つそういう声を上げていくと同時に、いろいろなとまがなかったような説明をされていますけれども、臨時議会を開催してでも議会の議決を経るようなことを、今後、考えていくべきではないのかなというふうに思うんですけれども、これは依然として今までどおりでやるのか、それとも議会側がやりたいのならやりなさいということなのか、その辺はどういうふうに考えているのか。私の3回目の質問ですから、これ以上できないんですけれども、そのあたりの考え方について説明をお願いしたいというふ

うに思います。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 例年、毎年のように税制改正が行われてきて、その要綱、あるいは内容が示されるのがいつも3月になってから、あるいは4月、新年度をまたぐ寸前ぎりぎりになってからという状況がずっと続いております。昭和二十数年、26年か27年に税法ができて、町税条例もそれに合わせてやられてきているわけですが、これは既にやめられた鳥取県の片山元知事が、この地方自治体に影響の大きい、自治体というよりも住民の皆さんに極めて重要なそれぞれの自治体の町税条例、これにかかわるものについて新年度ぎりぎり、入る寸前に国からそういう内容が提示されて、しかもどこの自治体も3月31日、もしくは4月1日に専決処分を行っているという実態は、異常ではないのかということをして国会に対して、あの方は元自治省の官僚でありますから、総務省を通じて申し入れをしたという経過があるということは承知をしておるのですが、それはやめられてから数年たっております。数年前に、そういう申し入れをされておるにもかかわらず、一向に変わっていないというのが現実であります。政権交代になって、もっとわかりやすくというような話をされておりますけれども、何ら変わっていないというのが実態であります。

このことにつきましては、片山前知事と同様の考え方を全国の首長さん、同じような議会からご質問を受けて、同じような答弁をされているというふうに私も調べさせていただいておりますけれども、これは国に対して申し上げなければならない問題であるというふうに思います。思いますが、しかし、この税制改正に伴って政府の税制調査会、これが昨年10月に立ち上がって、それから25回税制をどうするかという議論をされてきて、初めて法案ができあがって閣議決定をしたというのが、今年に入って2月9日というふうに聞いておりますので、閣議決定を受けて国会に法案が提案され、3月24日に議決をもって3月31日に公布されるという、こういう流れになってきております。これはずっとそうであります。

そういう上位法に基づく下位法である町税条例の一部改正という作業になりますから、ここで決まっていないと、しかもなおかつ、法律の施行日は4月1日からと。3月31日に公布されて4月1日から、次の日施行というふうになっていますから、これはほぼ同時に我々も専決処分をせざるを得ないという状況であります。

この専決処分のあり方というものは、かつて、うちの町の議会でもこういうやり方でいいのかということは質問を受けた記憶がございます。しかし、この地方税法の改正に関して、町税条例の一部改正というものは、国の作業、あるいは国会の決議といいますか議決、これがもうちょっと早まっていたらいいかと、いただければ、例えば3月議会に追加で提案をさせていただいて、議会で議論をいただくということも可能かと思っておりますけれども、現実問題としてそのようになっていないということについて、ぜひご理解をいただきたいと思います。

それから、専決処分でありますから、次の議会までには議会に報告を申し上げなければならないというのは、地方自治法の規定でありますから、次の議会に、この専決処分

について報告をさせていただくと。ただ、ほかの町村を見させていただきますと、もうちょっと早い時期に、この6月定例会よりももっと早い時期に、他の案件も含めて議会でご審議をいただくという案件もあったようでありますから、その時に専決処分の報告もしているという町村もあるようでありますから、その時期につきましては、今後、できるだけ早い時期に報告をさせていただくことを考えたいと思いますが、これはやっぱり今までの流れが、国からの流れが変わらないとすれば、専決処分をさせていただいて、議会に報告をさせていただくというやり方を踏襲せざるを得ないということでご理解をいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

●議長（南谷議員） 日程第8、報告第2号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました報告第2号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書5ページをお開きください。

さきにご審議をいただきました報告第1号と同様、地方税法の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、原則として、同年4月1日から施行されております。同法の改正に伴い、厚岸町都市計画税条例を速やかに改正し、施行することが必要となったところであり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分をもって厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定を行い、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案書6ページでございます。

総総専第2号 専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例であります。

議案書 7 ページ、別紙でございます。

改正内容の説明につきましては、別紙お手元に配付の報告第 2 号説明資料、厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表により行いたいと思います。

新旧対照表をごらんください。

附則第12項であります。地方税法の改正による引用条項の整理及び新たな特例措置の創設による引用条項の追加であります。

創設された地方税法附則第46項は、特定用途港湾施設に係る都市計画税の軽減規定であります。厚岸町内に対象となる施設はなく、他の整理された引用条項についてもそれぞれ特殊な施設が対象であり、これらの特例措置の改正に係る当町における都市計画税の課税については影響はございません。

附則第 1 項、施行期日であります。この条例は平成22年 4 月 1 日から施行する。

第 2 項、経過措置であります。この条例の規定による改正後の厚岸町都市計画税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成21年度分までの都市計画税については、なお従前の例によるものとしてございます。

以上で、報告第 2 号の説明を終わらせていただきます。御審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午前11時01分休憩

午前11時01分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

日程第 9、報告第 3 号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（米内山課長） ただいま上程いただきました報告第3号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

さきの二つの報告と同様、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成22年3月31日付でそれぞれ公布されたところであり、この改正により、厚岸町国民健康保険税条例においても速やかに改正を行い、国民健康保険税の賦課期日であります4月1日から施行する必要が生じたところであり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分をもって厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定をさせていただいたものであり、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

今回の地方税法及び地方税法施行令の改正に伴う厚岸町国民健康保険税条例の専決処分における主な改正内容の1点目は、中間所得者層の負担を緩和し、被保険者間の負担の均衡を図るため、国の基準改正と同様に、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額、及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げる内容であります。

主な改正内容の2点目は、国民健康保険の被保険者が倒産・解雇や雇いどめなど、一定の条件に該当する非自発的な理由により辞職した場合、在職中の保険料負担と比較して過重にならないよう課税対象である前年の給与所得を減額して、保険税を軽減する措置を講ずるための改正であります。

議案書の9ページをお開きください。

改正内容につきましては、別紙お手元に配付させていただいております報告第3号説明資料、厚岸町国民健康保険税条例新旧対照表によって説明させていただきます。

まず、第2条第2項では、基礎課税額の限度額の規定ですが、その限度額を現行「47万円」から「50万円」に3万円引き上げ、第3項では後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を現行「12万円」から「13万円」に1万円引き上げる内容であります。

次に、21条については、保険税の減額についての規定ですが、まず、各号列記以外については、減額後の保険税の課税限度額を第2条の改正と同様に、基礎課税額の課税限度額を現行「47万円」を「50万円」に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を現行「12万円」を「13万円」に、それぞれ引き上げる内容であります。

また、同条第1号から第3号については、引用している地方税法第703条の5が改正され、第2項で規定していた保険税の減額に対する所得割と均等割及び平等割、いわゆる応益・応能の割合の基準がなくなり、同条が1項のみとなったことから、項番号を削るものであります。

なお、この改正により各保険者は、応能・応益の割合に関係なく7割・5割・2割の軽減ができることになりました。

さらに、第21条では、減額対象者の所得の基準額を地方税法の条文を引用して規定していましたが、法改正により政令で定める金額とされたことから、この政令で定められております金額33万円とする変更でございます。

次に、新たに加える第21条の2は、解雇や雇いどめ、さらには雇用期間終了後契約の

更新がかなわなかったことなど、非自発的失業者に対する保険税について、保険税の算出に用います総所得金額に給与所得が含まれる場合、その所得を100分の30とする規定の追加であります。また、対象となる非自発的失業者については、特例対象被保険者といいますが、その内容は雇用保険法に規定されている解雇や雇い止めなどの特定受給資格者及び特定理由離職者とするものです。なお、対象者につきましての資料を配付させていただいておりますので、参考に供していただきたいと存じます。

次に、第22条の2として、特例対象被保険者が軽減を受ける場合の申告手続の規定を追加するものであります。

次に、附則第2項につきましては、第21条第1号から第3号の改正同様、引用している地方税法第703条の5が改正され、同条が1項のみとなったことから、項番号を削るものです。

第7項につきましては、語句の一部変更であります。

次に、附則第13項及び第14項につきましては、引用法律名の改正による変更であります。

議案書11ページにお戻りください。

附則であります。改正後の条例の規定は、平成22年4月1日から施行するものであります。ただし、附則第13項及び第14項につきましては、関係法令の改正施行日に合わせ、平成22年6月1日から施行するものであります。

次に、第2項は適用区分であります。改正後の厚岸町国民健康保険税条例の規定は、平成22年以後の年度分の保険税について適用し、平成21年度分までの保険税については、なお従前の例による規定であります。

参考といたしまして、今回の課税限度額を引き上げることによる影響の推計ですが、平成21年度の課税のデータを使用した推計では、基礎課税額に係る課税限度額3万円を引き上げることによりまして影響を受ける世帯は、現在、限度額超過世帯でございます154世帯、影響額として約420万円の増が見込まれるとともに、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を1万円引き上げることによる影響を受ける世帯は、現在の課税限度額超過者であります294世帯、影響額といたしまして約270万円程度の増加が見込まれるところでございます。

以上、簡単な説明でございますが、専決処分事項の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 今回の改正で課税限度額が47万円から50万円、それから12万円が13万円ということなんですが、課税限度額の引き上げについて影響を受ける家が、今、説明されましたけれども、一般的に負担感が一番あるのは、このあたりにいる人も非常に影響が大きいというふうに思うんですね。低所得者の方々については、また後で言いますけれども、結果的に限度額ぎりぎりにいる人たちが、非常に大きな影響を受けるということなんですけれども、47万円にした場合のそれより上、これは何世帯あるだろうか、これ

が50万円にすることによって何世帯になっているか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

それから、低所得者の税負担の軽減措置が、市町村でも行われるように変わったということ言えば、厚岸町はこれに基づいてどういう措置が行われるのか、ちょっと説明をお願いいたします。もうやっているのかどうなのか。

●議長（南谷議員） 休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時13分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

町民課長。

●町民課長（米内山課長） 申しわけございません。まず、限度額のほうのご質問でございますが、現行47万円の場合、21年度課税ベースでございますが、限度額超過者世帯数は154ということになり、先ほど申し上げました。今回、3万円引き上げることによりまして限度額を超える、50万円を超える方は135世帯、ですから限度額を引き上げることによって、限度額を超過する世帯は19世帯ほど減ることになります。

それから、これは医療分のことでございますので、先ほど言いました後期高齢者支援分ということになりますと、今、限度額12万円でございますが、これを超えている世帯は294世帯、先ほど申し上げました。改正によりまして13万円にすると、262世帯ということになりますので、約32世帯が限度額を超過する世帯としては少なくなるという内容でございます。

また、軽減のお話でございますが、非自発的の部分につきましては、既に当町においても対象ということになっております。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 限度額の改正で19世帯、32世帯と減ってくるわけですがけれども、結果的に最高額でいるうちに、さっき説明された135世帯の中には、さらにさらにはるかに高い額をもし累進でいけば、やらなければならない世帯があるのですよね。ですがけれども、結果的に限度額で切っていますから、幾ら収入があろうが課税の計算しようが、そこでとまってしまうというような状況になっているというのが、税金の仕組みだと思えるのですよね。そういうことを考えると、やはりこのあたりにいる、この近辺にある人たちが非常に税負担が大きいというふうに思うし、それから先ほど軽減措置について説明されておりましたけれども、軽減措置が本当にきちんと納税者等の間で、非常に厚岸町の場合滞納もありますよね、国民健康保険税についてはね。そういう方々との間では、きちんと行われているのかどうなのか。当然、きちんとした相談が行われていれば、軽減措置も可

能になるにもかかわらず、そういうことが行われていないなんていう事例はないのかどうなのか、その辺ちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） ご質問者がおっしゃいますとおり、確かに金額的には所得が高い方が限度額いっぱいということで、当然、高い金額の保険税を納付していただくことになってございますが、ただ、この限度額でとめる、それから先ほど言いました限度額を引き上げる本来の目的は、やはり低所得者の場合は、先ほど言ったようないろいろな軽減があります。2割・5割・7割この辺で軽減されるわけですが、中間所得者層というのは、そのままの税率でいきます。そういう中で負担感といいますか、そういう中でバランスをとるために、限度額を決めているのがこのシステムの内容でございます。そのような内容で、今、進めているところでございます。

ただ、あともう一つ、軽減が適正に行われているかどうかということについては、先ほど言います低所得者に対する7割・5割・2割の軽減につきましては、それぞれ所得の内容によって事務的になされるわけですから、当然、漏れはないというふうに考えますが、そのほかに滞納されている方の納税相談等々の中では、やはり短期証を発行する中で、直接、面談する中で相談を受けるとか、そういった中でも軽減の対象になるのであれば、当然、それらの方向性も考えていただくというようなことで現在進めている内容でございます。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

他にございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

●議長（南谷議員） 日程第10、報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書の12ページをお開き願います。

この内容につきましては、平成21年度厚岸町一般会計補正予算第4回から第8回までの5回にわたり、それぞれの事業ごとに繰越明許費として平成22年度への繰越執行の議決をいただいておりますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成21年度厚岸町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告させていただくものでございます。

2ページをお開き願います。

平成21年度厚岸町繰越明許費繰越計算書（一般会計）でございます。

本表のとおり、7款14項、21事業について、平成22年度へ繰り越したものでございます。最初、開くページが12ページと申し上げましたが、失礼いたしました。13ページの誤りでございます。大変申しわけございません。2度にわたり間違えました。

もう一度繰り返します。議案書の13ページをお開き願います。

平成21年度厚岸町繰越明許費繰越計算書（一般会計）でございます。

本表のとおり、7款14項、21事業について、平成22年度へ繰り越したものでございます。その主な内容は、事業名の1行目、地域情報通信基盤整備事業。2行目、戸籍事務電算システム。2行飛んで子ども手当支給事務。下から3行目、別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業。下から1行目、防災行政無線設備整備事業。次ページ、下から2行目、厚岸中学校耐震補強事業。そして地域活性化きめ細かな臨時交付金事業が、15事業であります。

本表下段をご覧ください。

合計の欄でございますが、繰越明許費、金額合計26億1,934万2,000円に対しまして、翌年度繰越額合計は26億1,889万2,000円。その財源内訳は、未収入特定財源として国道支出金21億3,957万2,000円、地方債2億5,630万円、一般財源2億2,302万円、このうち地域活性化きめ細かな臨時交付金1億3,543万9,000円、地域活性化経済危機対策臨時交付金7,141万8,000円、純一般財源としては1,616万3,000円を平成22年度へ繰り越したものでございます。

以上、報告第4号の内容説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

- 議長（南谷議員） 日程第11、報告第5号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
福祉課長。

- 福祉課長（松見課長） ただいま上程いただきました報告第5号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出について、その内容をご説明申し上げます。
なお、この経営状況説明書は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、本議会に報告するものでございます。
経営状況説明書は、別冊で用意させていただいておりますので、これをご覧ください。
初めに、厚岸町社会福祉協議会の会計処理につきましては、社会福祉法人会計基準に基づいた会計処理が行われています。また、会計区分を8区分とし、広域会計区分を一般会計に包括した中で、事務の簡素・合理化を図ることとし、一般会計のみの1会計区分となっております。
それでは、経営状況説明書の1ページ目をお開き願います。
平成21年度事業報告書でございます。
次の2ページには目次、3ページには総括説明がございます。
内容について、その後、要点をご説明申し上げます。
総括的には、社協事務局の職員担当制の明確化による業務推進、事業評価を行い、これまでの地域福祉推進事業を継続実施し、将来の地域福祉活動事業につなげるさまざまな課題等を発掘した取り組みが行われています。法人運営事業では、理事会・評議員会・各部会などが適時開催されています。
4ページの福祉推進事業では、地域活動を推進し、ノーマライゼーションの普及推進を図ることができました。
受託事業では、外出支援サービス事業などの町からの受託事業を実施されています。
訪問介護事業と、次ページの居宅介護支援事業では、町民の多様な要望に迅速に対応できる体制づくりに努めました。
ボランティアセンター運営事業では、ボランティア養成講座などの開催や実践者活動への支援に努めることができました。
福祉センター運営事業では、施設修繕と施設環境の整備を行いました。
次の6ページから20ページにつきましては、平成21年度の各事業報告であり、事業名、実施日、場所、内容などを記載しております。
初めに、法人運営事業の内容であります。理事会、評議員会等の開催の状況について記載し、7ページは部会の開催、道社協及び釧路地区社協関係会議への参加、役職員研修の実施内容です。
9ページは、会員と会費の状況、福祉団体等への助成内容と広報活動、ファミリーサポート事業の内容が記載されております。

福祉推進事業の内容は、小地域ネットワーク事業として、10ページのたすけあいチーム事業の実施、地域福祉懇談会の開催、ノーマライゼーション普及事業として、第18回すこやか健康福祉運動会の実施、厚岸町障害者（児）ふれあいフェスティバル、「こう福祉21」への支援・参加協力。高齢者福祉推進事業として、11ページのふれあい会食会の実施の内容、共同募金協力事業として赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金運動への協力、赤い羽根チャリティーパークゴルフ大会、社会福祉推進事業として第10回厚岸町社会福祉大会の実施内容の記載となっております。

次に、12ページからの受託事業は、いずれも町からの受託事業で、外出支援サービス事業、福祉バス運行管理事業、福祉相談事業として、福祉相談所運営委員会の開催、福祉中央相談所の開設、続く13ページには法律相談の実施、生活管理指導員派遣事業における派遣の状況について、介護予防普及啓発事業として元気いきいき教室の実施内容が、14ページにわたる記載となっております。

次に、大きな区分の訪問介護事業としましては、訪問介護事業について次ページにわたり、その事業内容説明と利用状況となっております。介護保険制度におけるホームヘルプサービス利用者数は、前年比15.8%減の1,333人となったところであります。

次ページから17ページには職員研修の実施内容、続いて障害福祉サービス事業の内容、利用状況、介護員養成研修事業の実施内容であります。

介護保険の適用者に対する居宅介護支援事業の内容ですが、事業内容、利用状況、職員研修の実施の内容で、利用者の合計は前年比3.0%増の1,599人となっております。

ボランティアセンター運営事業の内容では、ボランティアセンター運営委員会の開催です。災害救援ボランティア講座の開催については、ボランティアセンター運営事業だけでなく、社協全体で協議・研究していくこととされております。

19ページに、福祉教育・ボランティア普及活動学校助成事業、ボランティアの育成発掘・実践者講座の充実、ボランティア情報誌の発行、ハートコール事業の実施の内容です。

福祉センター運営事業は、センター各会議室等の利用状況などの内容が記載されております。

20ページ、資金貸付事業の内容では、生活福祉資金貸付調査委員会の開催、生活福祉資金貸付状況、低所得者資金貸付状況の内容となっております。

続きまして、21ページからは平成21年度決算報告書であります。

23ページをお開き願います。

平成21年度一般会計収支予算（資金収支計算書）総括表です。

なお、民間会社と同様の基準で作成され、経常活動による収支、施設整備による収支、財務活動による収支の三つの区分で、お金の動きを把握するようになっております。

経常活動による収支は、本来の事業活動によって資金を生み出し、設備投資や借入金の返済能力があるかどうかを判定するものです。施設整備による収支は、補助金や寄附金などにより、どの程度の施設整備が進められているかをチェックします。財務活動による収支は、借入金返済、預金積立金等を把握するとともに、経常活動と施設整備を含めた全体を把握します。

26ページから31ページが予算内訳表、32ページから37ページが決算内訳表となっております。

り、事業ごとの収支はそれぞれ記載のとおりですが、8区分の事業区分について、一般会計全般にわたる収入・支出内容がわかりやすいようにと、社協独自の様式で作成しているのもです。

32ページに戻り、お開きを願います。

32ページ、一般会計資金収支決算内訳表からご説明いたします。

決算の内容となります。

一般会計の右隣、法人運営事業では、厚岸町社会福祉協議会の運営に係る決算であります。収入の主なものは、町からの補助金2,456万8,000円であり、支出の主なものは人件費となっております。続いて、福祉推進事業で内訳として小地域ネットワーク事業、33ページにノーマライゼーション事業、高齢者福祉推進事業、共同募金協力事業、社会福祉推進事業、次ページの受託事業は厚岸町からの受託事業で、外出支援サービス事業、福祉バス運行管理事業、福祉相談事業、生活管理指導員派遣事業、介護予防普及啓発事業となっております。次の訪問介護事業では、介護保険収入を主な財源とするものと、36ページに障害者自立支援法における給付費制度による障害福祉サービス事業、介護員養成研修事業、居宅介護支援事業、ボランティアセンター運営事業。37ページに、福祉センター運営事業、資金貸付事業として生活福祉資金貸付事業、低所得者資金貸付事業まで8つの事業区分にまとめ、その内容を記載しています。

23ページにお戻り願います。

一般会計収支予算（資金収支計算書）ですが、決算額はB欄となります。一般会計全体の当期資金収支差額合計が、表の下から3行目に記載しています。当期資金収支差額合計は、1,340万9,476円となっております。前期繰り越しに相当する前期末支払資金残高を加えることにより、当期末支払資金残高は3,194万4,324円となった内容です。

次に、38ページをお開き願います。

一般会計事業活動収支計算書（総括表）で、損益計算書に相当するもので、40ページから45ページまでの事業ごとの内訳表を集計した内容となっております。決算額は、A欄となります。なお、表の摘要欄に※印の20から38までの数字が付されているものは、39ページに、その概要説明が記載されていますので参考にしてください。

次に、46ページは、平成22年3月31日現在の一般会計貸借対照表です。

まず、左側資産の部の一番下の欄の資産の部、合計8億6,388万1,160円につきましては、右側負債の部、合計1億4,479万4,213円に、純資産の部、合計7億1,908万6,947円を加えた額が、最下段の負債及び純資産の部、合計欄8億6,388万1,160円の貸借同額で一致しております。

なお、先ほどの23ページの収支予算資金収支計算書の当期末支払資金残高3,194万4,324円につきましては、流動資産3,861万5,207円から、流動負債667万883円を差し引いた額と一致するものとなっております。また、右側の純資産の部、下から5行目次期繰越活動収支差額3億7,489万2,612円につきましては、38ページの損益計算書に相当する活動収支計算書の一番下の次期繰越活動収支差額と一致するものでございます。

次に、47、48ページは財産目録となっております。内容につきましては記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

49ページは、社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会の監査報告書でございます。

平成22年5月12日に、会計及び業務内容並びに事務遂行状況について監査を受けた報告内容となっております。

次に、51ページからは、平成22年度事業計画書でございます。

53ページに、事業方針及び重点推進項目として、4項目が記載されております。

1として社協組織の充実強化と財政基盤の確立、2として地域に密着した総合的福祉サービスの確立・推進、3として制度改正に対応した介護保険サービスの安定供給体制の確立、4として社協の事業推進の評価・研究でございます。

54ページから56ページに、事業実施計画としまして、具体的内容が記載されております。説明は省略させていただきます。

57ページからは資金収支予算書で、60ページは一般会計資金収支予算（総括表）でございます。

61ページから67ページまでは、平成22年度の一般会計資金収支予算（総括一覧表）となっております。

次に、70ページをお開き願います。

経理区分、法人運営事業から、86ページの経理区分、資金貸付事業まで、それぞれ事業ごとの予算となっております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

それでは、60ページにお戻り願います。

平成22年度の一般会計資金収支予算（総括表）ですが、すべての事業の合計が記載されております。一般会計の収支を集計し、前年度と比較したものでございます。最下段から3行目の当期資金収支差額合計ゼロ円となっております。前年度当期の予算額と比較いたしますと、34万5,000円の減少となっております。

最後に、最終ページの87ページでございます。

社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会役員名簿でございます。任期は、平成23年5月22日までとなっております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、報告第5号につきましてご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

2番、堀議員。

●堀議員 事業の中ですが、法人運営事業なんですけれども、法人運営事業総額が3,300万円ですか、その主な事業収入としては、返せるものとしては主なものとして町からの補助金だということなんですけれども、法人運営事業の人件費といった中で2,425万6,000円何々となっているんですけれども、これは何人分の人件費というふうになるんでしょうか。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） ただいまの平成22年度予算というところのご質問……、予算としての数字としてご理解させていただきたいと思いますが、平成22年度におきましては

6名の職員分でございます。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 それで、この中には最近、社会福祉協議会の事務局長に、厚岸町、課長が行ってられたんですけども、事務局長として出向された職員なども行っているんですけども、今の事務局長は違いますけれども、そういった中で出向されたときにも、この補助金の中に人件費相当分というものが含まれるものなのかというものをお聞きしたい。それで、もし含まれているのであれば、やはりそれはちょっとおかしいという話になっちゃうのじゃないのかなと。町のほうから出向、請われていくわけですから、そういった中ではやはり社会福祉協議会の中で、しっかりと人件費というものを見るべきだというふうに思いますし、やめた後で行くというのは、天下りとか何とかというような批判とかというのも受けなければならない。それは別な話というふうにもなるんですけども、そこら辺についてはどのようになっているのかを教えてくださいと思います。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。

平成21年度決算までにおきましては、町から職員を社会福祉法人に派遣しておりました。この関係で人件費は町負担となります。したがって、補助金には人件費は含まれておりませんが、一部共済費の掛金につきましては、法律でこれは雇用者側の負担ということでありました。これについては約90万円ほど、平成21年度決算に含まれておりますが、平成22年度につきましては、今度は派遣ということではございませんので、これは人件費含めた補助をさせていただいている内容でございます。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 わかりました。まず、21年度までの中では出向、派遣といった中では町が負担するんだと。では町が負担するというものが、それでは派遣が町の負担に値するものかという話になるんですけども、例えば請われていくわけですから、当然、逆に言っちゃうと、給与の負担というのは事業者側が持つべきものであろうと。これが、社会福祉協議会の意味合いというものはわかるんですけども、やはり事業活動として行っている団体でもありますので、やはりそこら辺の区分け・線引きというのはきちんとすべきじゃないのかなというふうに私は思います。

町から行かなければならない、もともとは事務局長というのは社会福祉協議会のほうで専任でいたわけで、その後、その方々がやめたり何かといった中で、町のほうから出向なりしていくようにもなったわけですから、もとの形の中に戻すといったものがまず大事でしょうし、やはり町民の中で変な声というか、最近では事務局長というものが厚岸町の職員を退職した方とかが、課長もそうですけれども、行っているものですから、そういった声が聞こえてもきます。そういった意味では、やはりそこら辺の整理という

ものは、しっかりとしていただかなければならないのじゃないのかなと、私は思うんですけれども、その点についてはどうなのでしょう。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 厚岸町社会福祉協議会につきましては、地域福祉の推進役として、相当、深く積極的にかかわっておられます。その業務につきましては、福祉に携わる者として必要な知識、そういったものが基本的には必要ではなかろうかなというふうに思っております。そういった中で、社会福祉協議会としては、今年度から独自で職員を配置していただいたわけですが、これまではなかなか社協独自で福祉に精通した者といいますか、託される者を雇用するに至らなかったということで、社協のほうからも町のほうに要請があったわけですが、そういったことで、町の職員の派遣ということで行われてきたわけですので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から、さらにつけ加えさせていただきたいと思いますが、平成21年度までは、町職員の課長職に当たる方を派遣をいたしておったわけでありまして。そういう中で、22年度からは独自の事務局長を設置をいたしたいと、設けたいという社協からのお話があり、しかしながら人件費については、課長職の3割引きという計算で人件費として町から支出、補助をいたしております。この点についてはご理解をいただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 我々、さらに詳しいものを要求するというわけにも、この事業報告ではできないと思っておりますけれども、社協で備品、あるいは消耗品等の購入を行っていますよね。そういう中で、町内の業者から入る物、例えば社協の連合会組織を通じて共同で購入する物、そういう物があるというふうに思うんですけれども、その辺の主な内容と購入額みたいなのが、もしわかれば教えていただきたいというふうに思います。どういう物があったのか。

それから、私も自治会にかかわっていますけれども、さまざまな事業を行われて、助成事業も行われているわけですが、単独の事業と助成事業があるわけですが、その中でちょっと気になったのが、11ページにあります「ふれあい会食の会実施事業」というのがあります。福祉センター主催の軽食会の実施事業だというふうに思うんですけれども、その中にジャスコに買い物というのがありますけれども、これはどういふことでこういう事業を行ったのか。例えば、厚岸町内にもそれには及びませんが、それなりの商業施設もあるのではないかなというふうに思うんですけれども、そのほうが、もし町内業者を利用されたほうが、さらにそういうことでの効果みたいのも

あるのではないか、あるいは参加者等もこれでは10名となっておりますけれども、さらに参加を増やすこともできるのではないのかなというふうに思いましたけれども、これはどういうことなのか、わかれば教えていただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 備品関係につきましては、昨年度入れたものでお聞きしているのは、ディスクワーク等におけるコンピューター関係でございますけれども、これら購入関係については町と同様に町内業者から、町内業者の取引ということを基本にやっております。そのほかの物については、近年、特に町外から買わなければならないというものはなかったかなというふうに思っております。

ただ、一部ユニフォーム、訪問介護のユニフォームがサイズとかあるいはデザインであるとか、そしてサイズが豊富にあるだとか、メーカーによってかなり違うようでございます。そのくらいですね、ちょっと町内の業者ではなかなか現状では、3年ほど前ですけれども、対応が難しい状況で、従来から取引のあった町外業者とやっていた部分ありますが、それ以外はほぼ町内業者というふうに聞いております。

それから、ふれあい会食会でございます。ジャスコでございますけれども、ふれあい会食会は、実は参加者が一緒に料理をつくることで、レクリエーション的な遊びも実は含んでおります。食べて遊ぶといえますか、こういうセットでのふれあい会食会なんですけれども、その遊び、いわゆる外に出させていただく楽しみを増やさせていただくために、ふだん遠くに行けない方もいらっしゃるという内容から、ジャスコへ行って買い物ツアーというのでしょうか、こういった楽しみといえますか、これを支援させていただくということで、たしかここ数年、年1回ジャスコのほうに行っているということです。ただ、やっぱり少ないのは、みんながみんなジャスコに行ったことはないということじゃなくて、一緒に連れていってくれる人がいないというような状況の中なものですから、数が少ないのかなというふうに思います。

今、ご提案いただいた町内でのそういった大きな店のショッピングツアーですか、そういったのも社協のほうにもお伝えしていきたいなというふうに思っております。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 内容、わかりましたけれども、そうするとあれですか、あと事務用品等も例えば道社協等を通じての共同購入みたいなものというのではないんですか。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 答弁漏れでございました。そのような事業は、道社協等のつながりの関係では、制度としてはございません。ですから、そういった連携をした交流というものはございません。ただし、細かな事業で共同募金、これは社協の事業でありませぬけれども、共同募金とかそういったものについては専門資材でございますので、町

内で調達できない専門資材でございますので、そういったものは本部を通じて購入するという形になります。

- 議長（南谷議員） よろしいですか。
他にございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。
これをもって、報告済みといたします。
再開を午後1時とし、本会議を休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
日程第12、報告第6号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） ただいま上程いただきました報告第6号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出について、その内容をご説明させていただきます。

本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものでありますが、別添の株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書により説明いたしますので、ご覧願います。

まず、1ページ目からは第17期の営業報告書で、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの事業期間に関するものであります。

次のページをお開きください。

総括事項でありますので、内容を読み上げます。

景気の低迷が続く中、新型インフルエンザの流行で世界的に影響を受け、国内外では旅行控えを招き、また、航空各社による道外航空路線等の見直しなど、地域経済は大きな影響を受け、釧路支庁による4月から9月までの釧路管内観光客数調査では、観光客の入り込み数が345万人、前年比9.6%の減と発表されました。

こうした状況下において、平成21年度の入館者は前年同期96.1%、7,546名の減少となり、内訳としては一般入館者が前年同期94.9%、9,544名の減少となりましたが、旅行者取り扱いの入館者は前年同期158.0%、1,998名の増加となり、年間の取扱入館者は5,443名を数え、レストラン部門においては過去最高の入館者を記録いたしました。

この要因として挙げられることは、平成20年度から強化科目として取り組んできた首都圏等の旅行業者各社へのプロモーション活動の効果のあらわれと分析し、今後においても引き続き取り組む事業と再認識いたしました。

また、秋の観光シーズンでは好天に恵まれ、さらにはシルバーウィークも追い風となり、低迷する一般入館者の底上げとなりましたが、10月以降は新型インフルエンザの流行の影響を受け、売り上げを促進することができませんでした。

その結果、年間の売上高は前年同期100.5%、99万7,000円の増額、さらには販売費及び一般管理費の削減に努めた結果、前年同期96.6%、423万円を圧縮し、最終利益においては前年同期369.1%、625万円増額の857万2,000円を計上することができました。

以上が、総括事項であります。

次に、総務事項についてであります。株主総会及び取締役会の開催状況のほか、株式の状況や役員・従業員数の状況など、内容は記載のとおりであります。

次に、4ページの月別入館者状況であります。

月別の入館者の推移は記載のとおりであります。年度間合計数では、一般入館者が17万9,399人、旅行業者関係の入館者が5,443人で、合わせて18万4,842人の入館者総数ですが、前期との比較では96.07%になっております。

次に、5ページからは決算報告書についてであります。

6ページをお開きください。

まず、貸借対照表であります。資産の部では、流動資産は5,904万2,205円、固定資産は212万4,354円、資産合計では6,116万6,559円であり、前期との比較において19.3%の増となっております。負債の部では、流動負債が1,072万6,459円で、前期との比較では17.8%の増であります。固定負債については、前期同様ありません。純資産の部は、株式資本の額が5,044万100円であり、これの前期対比では19.6%の増となっております。利益剰余金はマイナス1,455万9,900円となり、これを前期と対比すると、マイナス36.2%減少しております。

次に、7ページは財産目録であります。内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

8ページをごらんください。

損益計算書であります。

売上高科目のうち純売上高は2億1,301万4,713円で、前期との対比では0.5%の増であり、これに指定管理費収入を加えた売上高は2億3,756万4,509円となり、この前期との比較では4.6%の増となります。ご承知のとおり、前期における町からの補助金1,000万円を、当期では指定管理費収入に加えた形になっておりますので、前期との比較においては当期と同様、指定管理費収入に1,000万円を上乗せし、営業外収入における町からの補助金1,000万円はなかったものと仮定し、以後の説明をさせていただきますと、この売上高は実質的には0.2%の増となっております。売上原価は1億1,133万9,094円で、前期との比較で1.3%の減であり、売上利益においては1億2,622万5,415円、前期との対比では1.6%の実質増となっております。

一方、経費であります。販売費及び一般管理費は1億1,928万3,643円で、次の9ページにその内訳を示しております。これを前期と対比しますと3.4%の減となっております。

この結果、営業利益は694万1,772円となり、前期との比較において917.5%の実質増となります。これに営業外収益の163万1,150円を加え、また、営業外費用の490円を引いた経常利益は857万2,432円となり、この結果、特別損失や法人税などを差し引いた当期の純利益は826万6,082円となっております。この利益の処理につきましては、前期からの繰越損失に充当しており、13ページにお示ししておりますが、なお、当期未処理となる1,455万9,900円が、次期繰越損失として処理されております。

戻りまして、10ページは株主資本等変動計算書であります。

当期純利益の826万6,082円より、純資産合計の当期末残高は5,044万100円となっております。

11ページは個別注記表であります。内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

12ページは、監査報告書であります。

次に、14ページですが、部門別収支決算書であります。

一番下の行には、経常利益の額が記載されておりますが、これを前期との対比割合で口頭で申し上げますと、総務ではマイナス数値が1.4%増加しておりますが、レストランでは前期との比較でプラス87.4、魚介市場ではほぼ前年波のプラス0.3、喫茶ではマイナス1.2、展示販売ではプラス8.8%となっております。

15ページからは、平成22年度第18期の営業活動計画についてであります。

16ページをごらんいただきたいと思います。

営業の概要でございます。内容につきましては、依然として北海道観光を取り巻く環境は厳しい状況にありますが、道東地域では中国で大ヒットした映画「フェイチェンウーラオ」や邦画「釣りバカ日誌20」などの撮影ロケ地にもなったことを背景に、特に中国人観光客の入り込みは近年さらに増加しており、当施設としても利用促進が期待されております。

また、首都圏等の旅行業者各社へのプロモーション活動の成果もあらわれてきており、引き続き釧路町・厚岸町・浜中町広域観光推進協議会などとの連携を強化し、地域の魅力ある食と、文化・歴史、自然・景観のプロモーション活動を行うこととしております。さらには、利用客のニーズに合った営業の展開と接客に対するホスピタリティーの向上による一層の売り上げの増大とともに、各月でのイベント開催を重要項目と位置づけ、町民利用の拡大と活気ある施設づくりを目指すとしております。

その上で当期の計画では、10項目にわたる実施事項を掲げて取り組む方針を記載しております。まず、1として組織の強化、2として接客向上委員会の推進、3として施設管理の強化、4として商業案内所の充実、5として道の駅連携と物産交流プロジェクト、6として催事物産販売プロジェクト、7として集客イベントプロジェクト、8として観光誘客宣伝事業、9としてご当地グルメ事業の推進、最後に10として防災拠点に対する危機管理の強化という内容のものとなっております。

詳細については、それぞれ記載のとおりでございますので、説明を割愛させていただきます。

次に、20ページは、平成22年度第18期の部門別収支計画書であります。

当期については過去数年来の実績を踏まえ、各部門ごとに計画の積み上げを行い、全

体の純売上高で前期実績の0.9%増となる2億1,500万円を見込んだものの、原価率のアップにより売上原価は4.9%の増1億1,684万円となり、売上利益は1億2,271万7,273円、前期との比較では2.8%の減となっております。また、経費の圧縮に当期も引き続き取り組む内容での積算により、経費合計では前期実績との比較で0.6%減の1億1,862万5,000円を見込んで計上しております。

この結果、当期の経常利益は前期実績との比較において、33.6%減の569万2,273円を見込む収支計画となっております。

以上、経営状況説明の内容をかいつまんで説明をさせていただきました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

2番、堀議員。

●堀議員 1点だけ教えていただきたいのですが、18期の取締役と監査役については17期と変更がないのか、それだけを教えていただきたいと思います。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 17期と18期、取締役の関係でございすけれども、実は6月15日の日に、株主総会が開催をされてございます。その際、役場のほうの異動、あるいは監査役になっていただいております鉤路太田農業協同組合の参事さんの退職等もありまして、18期から取締役のほうにおきましては、前任のまちづくり推進課長に伴います取締役の変更があります。また、監査役のほうにつきましても昨年までの会計管理者退職に伴う、このたびの4月の異動に伴いまして監査役の変更、それと先ほど申し上げました鉤路太田農業協同組合、こちらのほうにつきましても参事さんの退職によりまして、後任としまして金融課の課長さんのほうに監査役ということで提案をさせていただきまして、総会でのご承認をいただいたという内容になってございます。

なお、昨年17期の段階で取締役が、こちら3ページの資料に記載させていただいているのは、22年3月、株主総会が行われる前までの取締役の数10名というふうになっておりますが、さらに1名の取締役が辞任をしたということで、現在におきましては取締役は9名ということになってございます。

以上でございます。

（「名前では……」と発言する者あり）

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後1時16分休憩

午後1時17分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 申しわけございませんでした。

このたびの総会において、森川取締役が退任をいたしております。それと、取締役のほうから田辺取締役が退任をし、新任で私、湊谷が取締役のほうになってございます。また、監査役のほうでございますけれども、柿崎監査役が退任をいたしまして、田辺監査役が新任ということになっております。また、野呂監査役につきましても退任、新たな新任ということで佐藤監査役がついてございます。佐藤嘉一監査役でございます。失礼いたしました。

以上でございます。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって、報告済みといたします。

●議長（南谷議員） 日程第13、これより一般質問を行います。

質問は、通告順に行っていただきます。

質問者並びに理事者におかれましては、質問及び答弁が時間内におさまるよう努めてください。

5分前に鈴を鳴らし、合図をいたします。

初めに、13番、室崎議員の一般質問を行います。

13番、室崎議員。

●室崎議員 さきに提出いたしました一般質問通告書に従いましてご質問申し上げます。

質問事項としては、口蹄疫についてであります。

質問の内容でございますが、1、口蹄疫対策です。

これは、国・道・町・農業協同組合・個々の農家そして一般町民と、それぞれの役割があるかと思えます。それで、ここにア・イ・ウ・エ・オとして、国・道の行うこと、町の行うこと、農業協同組合の行うこと、個々の農家の行うこと、一般町民の行うことという形で、それぞれの役割に応じてこの対策をどのように行っていけばいいのかということについてのご説明をいただきたいと思ひまして記載いたしました。

次に、2といたしまして、口蹄疫だけがいわゆる我が町の酪農業に甚大な打撃を与える病気ではありません。ほかにもあります。それで家畜伝染病、それから届け出伝染病ということで、約100近い病気の名前が羅列されておりますけれども、それが全部厚岸町

にとって今にでも発生するというような恐ろしいものとは言い切れないかなと思います。それで、その中でも特に厚岸町の酪農業に大打撃を与えるおそれのある家畜伝染病や感染症それにはどういうものがあるのか、それで町においてはその対策ないし対策の準備をどのように行っているのか、これについてご説明をいただきたいわけです。

3番といたしまして、現在、宮崎県を中心に口蹄疫が非常に猛威を振るっております。そのことによって、国内においていろいろな影響が出てきていると聞いております。厚岸町の酪農業に対しては、このことによりどのような影響が出てくるのか、また、現在出てきているのか、それから今後どのような影響を与える可能性ないし懸念があるのか、その点についてもご説明をいただきたいと、そのように思う次第でございます。

よろしくしお願いいたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 13番、室崎議員のご質問にお答えいたします。

1点目の口蹄疫対策についてのお尋ねのうち、まず、国・道の行うことについてであります。国は口蹄疫の発生及びその疑いがあると認められたときは、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、農林水産省内に口蹄疫中央対策本部の設置、現地に農林水産副大臣を本部長とする現地対策本部を設置し、発生都道府県知事と連携を密にし、防疫対策を講ずることになります。その他、人的支援、財政的支援などがありますが、今回の宮崎県における発生においては、「口蹄疫対策特別措置法」で車両等の消毒の義務づけ、患畜や疑似患畜の死体埋却の支援など、国が主体となって進めることを明記しています。

北海道内で口蹄疫が発生した場合には、北海道庁に北海道口蹄疫防疫対策本部、釧路総合振興局に釧路総合振興局口蹄疫防疫対策本部が設置され、その中で、釧路家畜保健衛生所が主体となり、発生地における屠殺の指示、埋却の指示を農家に対し出すとともに、接触したおそれのある感受性動物の追跡や移動制限区域及び搬出制限区域の指定など、防疫対策の中心的役割を担うことになっています。

次に、町の行うことについてであります。町では、既に制定済みの厚岸町家畜伝染病防疫対策本部設置要綱や、作成済みの厚岸町口蹄疫防疫対策マニュアルに基づき、口蹄疫の防疫対策に万全を講ずることとしております。その中で、道内で口蹄疫が発生したときはフェーズ2と位置づけ、厚岸町口蹄疫防疫対策本部を設置することとしており、町対策本部の構成は、役場関係課・農業協同組合・農業共済組合を中心としながら、口蹄疫の発生場所により厚岸町商工会や厚岸観光協会、それにオブザーバーで厚岸警察署、釧路町、浜中町、標茶町にも対策本部への出席を求める内容になっており、北海道や釧路総合振興局、釧路家畜保健衛生所と連携を密にし、情報の収集に努め、町民や農家への周知を図っていくこととなっています。

さらに農家には、道路の出入り口や畜舎前の踏み込み槽による消毒の徹底を図り、関係者以外の農家や公共牧場への立入禁止をしていきます。また、集乳車や飼料運搬車両などの消毒や公共施設などの入り口に踏み込み消毒マットの設置もあわせて行い、観光イベントや不特定多数が集まる行事なども自粛していきます。

釧路総合振興局管内で発生した場合にはフェーズ3と位置づけ、フェーズ2の取り組みのほかに、町内商店や事業所などにおいても踏み込み消毒マットなどによる消毒のお願いをするとともに、イベントなどを中止とします。

また、厚岸町内の口蹄疫の発生の基準は、厚岸町口蹄疫防疫対策マニュアルで、厚岸町の町界の付近の農家から半径20キロメートル以内の他町の農家で発生した場合も厚岸町で発生したものと位置づけ、フェーズ4としてフェーズ2、フェーズ3の取り組みを行うとともに、口蹄疫ウイルスの蔓延防止と清浄化に向けた防疫活動を、釧路家畜保健衛生所の指導のもとに行っていくことになります。

厚岸町がやるべき対策は、移動制限区域設置に伴う通行の制限、または遮断の実施や通行車両の消毒の実施。町内において通行制限や交通の遮断などであり、通行ポイントの消毒の実施の場合には、防災行政無線などを利用し町民に周知を図るとともに、協力をお願いしていきます。

その他には、口蹄疫患畜、または疑似患畜の殺処分や埋却のための重機などの手配や埋却処理、その他畜舎や周辺の消毒作業などを家畜保健衛生所の指導のもと行ってまいります。

次に、農業協同組合の行うことについてであります。農業協同組合では、日常的に農家に対し消毒の実施を要請しており、これらを継続していくとともに、発生時には町と農業協同組合が一致協力して防疫対策を講じることとなります。特に生乳輸送車両や飼料運搬車両のルートの見直しや電話による農家との連絡や現況確認、防疫措置指導を行うこととなります。

次に、個々の農家の行うことについてであります。農家個々においては、日常的に踏み込み消毒槽による消毒の実施が必要でありますし、畜舎やその周辺の環境整備を行い、清浄化を保つことが求められています。万が一、口蹄疫が発生した場合に、その発生農家から半径5キロメートルから30キロメートル以内において、原則としては半径10キロメートル以内で、宮崎県においても10キロメートルで設定されていますが、移動制限区域の指定となり、家畜の移動はもちろん、人や車の移動が制限されることとなります。通勤や通学、医療や生活必需品の確保のための人の通行は、消毒などの措置を徹底して行った上で認められますが、不要不急の通行は禁止されます。

また、口蹄疫に感染した患畜または疑似患畜は殺処分され、法律上は農家が埋却処理することになっていますが、実態的に困難であり、町と農協との連携のもとで実施することとなります。

次に、一般町民の行うことですが、口蹄疫はご承知のとおり、人には感染しない家畜伝染病であることから、万が一発生した場合においても過度な恐怖心などを持たないよう、また、踏み込みマットのあるところでの靴底消毒の協力をお願いするとともに、状況においては自宅前や玄関の消毒の協力のお願いも必要になることもあろうかと思えます。さらにはイベントなどの自粛や中止も考えられますので、理解を求めるとともに、農家への出入りの自粛や発生市町村への観光や諸用事における訪問の自粛をお願いすることとなりますので、これらについては防災行政無線などを通じて行っていきたいと考えています。

続いて、2点目の口蹄疫以外で、厚岸町の酪農業に大打撃を与えるおそれのある家畜

伝染病・感染症についての質問のうち、まず、どのようなものが上げられるかについてであります。家畜伝染病については家畜伝染病予防法において、経済的な損失、防疫措置の難易度、人への影響により、二つに大きく大別されています。家畜の被害の大きいほうを家畜伝染病、いわゆる法定伝染病とし、少ないものを届け出伝染病としています。

法定伝染病や届け出伝染病は、法律によって家畜の種類が指定されており、指定されていない家畜が感染しても、家畜伝染病予防法の対象とならないとされていますが、特に総合に発生の予防及び蔓延防止のための措置を講じる必要があるものとして指定されているものは、口蹄疫のほか、牛海綿状脳症、いわゆるBSEと言われるもので、伝達性海面上脳症で牛にかかわるもの、それに豚コレラと高病原性鳥インフルエンザが規定されています。その他、厚岸町の乳牛などに大打撃を与えるおそれのある家畜伝染病としては、15種類の法定伝染病の中で、ヨーネ病、ブルセラ病、結核病があり、22種類の届け出伝染病の中では、サルモネラ症、牛ウイルス性下痢・粘膜病、牛白血病であります。

次に、町におけるその対策ないし対策の準備についてであります。町としましては、家畜伝染病、または届け出伝染病の防疫のために家畜伝染病予防法第5条に基づき、ヨーネ病、ブルセラ病、結核病にかかわるものについて5年ごとの検査を実施して、ヨーネ病、ブルセラ病は平成18年度に、結核病は平成21年度に検査を実施しており、その結果、いずれも全頭陰性を確認しております。ヨーネ病については、万が一発生した場合には、国及び北海道の防疫対策要綱や町家畜自衛防疫協議会の対応マニュアルに基づき、万全を期していきます。

さらに、家畜の伝染病予防及び蔓延防止を図り、牛の健康保持と生産性向上のため、牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢・粘膜病、牛パラインフルエンザ、アカバネ病などに対するワクチン予防接種事業を取り組んでいるところであります。今後とも釧路家畜保健衛生所と連携をとりながら、農協や農家と一体となって防疫事業に取り組んでいきたいと考えております。

続いて、3点目の今回の口蹄疫は、厚岸町の酪農家にどのような影響を与えるか、また、今後どのような影響を与える可能性ないし懸念があるかについてであります。宮崎県で発生した口蹄疫による直接的な影響はないものと判断しておりますが、靴消毒用の消毒液や農家入り口に散布するための消石灰が不足し、購入しづらくなっており、このままの状態が続けば、日常の消毒作業に支障が出てくるのではないかと懸念しております。

また、町内には肉牛飼育を営んでいる農家もあり、日本国内の黒毛和牛の素牛の生産の中心を担っている宮崎県で、口蹄疫による殺処分が続けば、子牛の値段が高騰し、購入困難や経営が不透明になることも予想されます。

いずれにせよ、厚岸町には、口蹄疫を侵入させない取り組みを関係機関と連携協力し、万全を期していく所存であります。

以上でございます。

●室崎議員 宮崎県の口蹄疫について、新聞・テレビ、それから今はそれに匹敵するだけの情報量を配信しているネット上のいろいろなものを見ました。大変悲惨な状況であります。このようなことが厚岸町で現実にならないことを私は、ただただ祈るのみであります。そういう思いで今回質問をしております。

それで、厚岸町口蹄疫防疫対策マニュアルというのを見せていただきました。実は今から約10年前ですか、ちょうど10年前ですか、十勝地方で口蹄疫が発生していますね。このときは非常によく、これを小さく抑えることができた、担当者は幸運であったということを当時書いているそうですが、705頭の殺処分をもってこれを抑え込むことができました。それで1年以上ずっと発生しないで、日本国は清浄国になり得たわけです。今回は、昨日のニュースで現在ワクチンを打っていて、これから殺処分されるものを入れると26万頭になるそうですね、物すごい大きな状態に今なっているわけです。それで十勝地方の農家の話というのも出ていましたが、やはり記憶は新たであると、ついこの間のことだというふうに言っています。厚岸町の口蹄疫防疫対策マニュアル、これに従っているという今答弁もありましたが、これはいつ作成いたしましたか。

それから、このマニュアルでも書いていたと思うんですが、厚岸町家畜自衛防疫協議会というものが立ち上がっているんじゃないかと思うのです。これは常時こういうものが厚岸町には存在しているんでしょうか。であるとすれば、例えばその会議というのは年に何回ぐらい開かれていくものんでしょうか。危機管理という観点から申しますと、こういうものがあって、しかもそれは何かあったときに棚の上からほこり払って持つてくるようなものじゃなくて、常にさびを落として研いでなければならないものですよ。

そういう点で、まずこの2点についてお聞きします。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） ただいまのご質問ですけれども、厚岸町口蹄疫防疫対策マニュアルはいつ作成したかというご質問でございますけれども、今回の宮崎の口蹄疫ウイルスの件を受けて、本年22年6月1日に作成ということで、5月に作成して6月に作成を終えております。

それから、厚岸町家畜自衛防疫協議会でございますけれども、厚岸町防疫協議会は、目的としまして釧路畜産物衛生指導協会と連携しながら、家畜伝染病の発生を予防し、家畜の健康を保持して安全・安心な畜産物を提供し、生産性向上と安定に寄与することを目的とするという目的内容で行っております。今回、6月15日に総会を開きまして、会長を今までは家畜共済組合の支所長だったのでございますけれども、会長を厚岸町長になっていただき、副会長を釧路太田農協の組合長になっていただくということで改正になっております。

年何回ぐらいやっているかというご質問でございますけれども、事務の会議については総会も含めまして年5回程度やられておまして、その都度、何か協議する場面があればふやしていくということで考えております。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 わかりました。マニュアルが宮崎の、これは3月に一番最初の発端が出たそうで、それが実際に動き出したのは4月20日過ぎてからなんですよね。この間の1カ月というのが、今回の大爆発になった一つの原因でないかというようなことも随分言われているようですが、それはともかく、4月の20何日には全国に一斉に流れている。それから、よっこいしょと腰を上げて6月に入ってから、6月1日に口蹄疫の防疫対策マニュアルが厚岸町でもできた。これは厚岸町だけじゃないと思うんですけども、何かのんびりしているなど。10年前に口蹄疫が、既にすぐ近くで出ている厚岸町で、今まで口蹄疫について意識がなかったということは、これは危機管理上大変問題でないかというふうに思いまして、これは大いに今後の生かすための反省としてきちんと、今回、私の祈りが通じてというのも変です。みんなの祈りが通じて、そういうことがなく終わって、やれやれでは済まないということだと思います。

それから、口蹄疫に関して言うと、日本は清浄国でしたが、日本を取り巻くアジアは、ほとんど非常に強い汚染地域なんですよね。そういう中に囲まれた日本で、今まで口蹄疫がこの10年間発生しなかったということは、これは関係者の非常に大きな努力があるのと同時に、幸運であったと言わざるを得ないというふうに専門家は言っています。いつ何が襲ってくるかわからないというところで、私たちは暮らしているというふうに考えるべきだと思います。

それで先へ行きますが、今回、そういうわけでこのマニュアルによりますと、フェーズ1、国内における発生という今段階なんです。そこで見てみますというと、例えば消毒マットの設置については、必要に応じ関連施設等というふうになっています。フェーズ2になるといって、不特定多数の出入りのある施設に踏み込み消毒マットを設置するというふうになってきています。今回はフェーズ1.5ぐらいの対応をとっているんじゃないかという気がするのですよ。2のほうのものが少し入ってきているぐらい、びりびりしているということだろうと思ひまして、そのことについては、それで大いに結構だと思っています。

それで申し上げるんですが、今、私が申し上げているのは全部侵入防止という意味での予防という観点からの話をしていますので、その点で申し上げますと、今の答弁の中にもあったんですが、消毒剤や消石灰が不足してくるというような話がありました。それから、消毒マットについてもこの前、議員協議会で詳しく説明いただいたんですが、その時に手配してもなかなか品不足で参っているんだという話がありましたけれども、こういうものは、こういう話が出てくる前に持ってなければなりませんよね。ちょうど津波が来る、大雨が来るというような災害に対しては、例えば大雨が降ってから土のうの袋をお店屋さんに行きに行くというような町ではないですよね、厚岸町は。これは常時用意しています。それと同じようにやっていかなければならないであろうと思います。

それで、まず、消毒マットについてお聞きしますが、消毒マットについては23カ所設置していますね、現在。それでいろいろな人が出入りする、特に湖北地区を中心に設置をしてくださっていますが、これは現段階では町民の意識発揚・啓発という意味が主た

るものであるというふうにお考えでしょうか。それともこういう病原菌といいますか、ウイルスの侵入を防ぐという意味で、多大な効果があるのだからやっているというふうにお考えでしょうか、まずその点お聞きします。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） お答えさせていただきます。

今の議員からのご質問で、マットの設置でございますけれども、計24カ所でございます。これは議員がおっしゃっている町民の意識の啓発なのか、それとも意識を起こさせるためのものなのか、それと消毒の効果があるということで設置しているのかというご質問でございますけれども、当然、町といたしまして口蹄疫侵入防止という観点から、町民に対して意識を持っていただくのも一つでございます。それから、消毒マット自体が靴底を消毒するという消毒効果も含めまして、設定させていただいております。それは片方だけの論議でなくて、両方合わせて設置させていただいております。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 そうだろうと思うんです。どっちなんだと言えというほうが無理だと、これはどっちも必要なんだと、そのとおりだと思うんです。その上でお聞きするんです。

このマットの置き方が非常に控えめなんですよ。ある施設は、私も一つ一つ名前言いません。名前言われたところだけが悪いようになってしまいますから、全体で聞いてほしいんですが、ある施設は私も気づかなかったんです。マットを置いてあることに。変だなと思ってよく見たら、玄関からずっと離れたところに置いてありました。見ていたら、その後、お年寄りの集団が5人ぐらい来て、あと二、三人また来てというふうに、わずかな時間に来ましたが、だれも気がつかないで入っていると、そういう置き方をしているところである。役場もまた正面に置かないで、ちょっと控えめな置き方をしている。あれ厚みありますから、5センチかな、もうちょっとあるかな、だから、けつまづいちゃ困るというような配慮があつてのことだろうというふうには思っているんだけど、それならもう一歩進んで、ちょっと手すりでもつけて、そこを踏まないと入れないように目につくところに置くというようなことも必要ではないのかと、侵入禁止ということが目的であるならばですよ。

それから、ある施設では、私も全部見たわけではないんだけど、管理がちょっとなあという気がしました。踏んづけてもじゅくじゅくじゅくと何も出てこない、いわば湿った布の上に上がった程度、これでは靴のでこぼこの内側まで消毒液は伝わらないだろうと、そういう感じがいたしました。

それともう一つは、設置場所についてなんですけど、もちろん一つやると三つやれと言出す、三つやると五つやれと言出すというのは、これ世の常ですから、あなたたちはある線で切らざるを得なかったんだというのはよくわかりますけれども、町立病院にはありました。駅にもありました。全町から恐らく、くまなくその1カ所に常時、人が集まってそこを通るであろうと思われるものには、町立病院があるのであるならば、も

う一つ、ここには民間の医院がございますね、僕らは病院と言っていますが、そこには置こうというふうに相談しましたか。そして何かうまくないからということでやめたんでしょうか、私が見たときにはなかったんですが、その後、このごろは設置されているんでしょうか。

それから、大型店、厚岸にも2店とか3店かな、ありますよね、あそこも全町から人集まっています。このところはどうだったんでしょうか。もちろん病院の向かいの薬局というのもありますね、これについてはどうだったんでしょうか。このあたりお聞かせをいただきたい。

それから、数が足りなければ、例えば学校なんかの場合に、浅い水を張った水槽のようなものをつくって、そこでもって先生や子供たちには入っていただく、マットでなければ消毒できないというものではないわけでしょう。マットが足りなければ、それにかわる工夫そういうようなことはできなかったんだらうか。例えば、消毒液も今足りなくなるという話が随分あるんだけれども、これは何種類かの薬を組み合わせることで自作することも可能ですよね、そういうその原料まですべて足りなくなっているのかどうか。

学校ばかり例に挙げて悪いんですが、もし学校なんかで何%液、あるいは何%。液をつくって、こういうふうにしてできるんだというようなことを先生が生徒と一緒に頑張って勉強すれば、これもある意味いい環境教育ですよ、そういうことを含めていろいろな工夫が必要でないのかと。どうも踏み込みマット、消毒剤に関しては、もう一步踏み込みが足りないような気がするんですが、いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） ただいまのご質問にお答えいたします。

設置場所で、民間の医院だとか大型店につきまして、どういった対応をしたのかということでありまして、私どもの対策本部としまして、厚岸町役場の口蹄疫侵入防止対策本部設置しておりますけれども、そちらとしては民間の医院、それから大型店につきまして、置いてくれという要請ですか、そういったことは行っておりません。ただ、少年自然の家、それから厚岸漁業協同組合が自発的に、「マットを今引きますから」ということで、手前どものほうには連絡来ております。

それから、学校にマットだけじゃなくて、消毒というものは浅い入れ物に、槽に入れて消毒をできるんでないかと、そういった工夫はできなかったのかというご質問でございますけれども、それにつきましても今後、教育委員会も含めまして協議していきたいというふうに考えております。

それから、原料が足りないという状況であるけれども、そういったいろいろな工夫で消毒液のことを考えたらどうかというご質問でございます。その辺につきましても状況を把握しながら、どういった工夫ができるか考えていきたいと感じております。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 必ず消毒槽を学校に設置せよと、私は言っているのではないのですよ。24個

しか例えば消毒マットが手に入らなくて、24設置したんだというのであるならば、ここの中から消毒マットでなくてもできるようなところないか、そしてほかのもっと必要なところに持って行けないかというような工夫を、常に考えていかなければならないだろうという一例のつもりで挙げていますので、必ずそうせという意味ではございません。

というのは、きのうちちょっと夕方、ネットを見ておりましたら、外国の例が出ておまして、フランス軍がどこかに行っていて、そこから帰るのだったですね、たしかフランス軍でした。そうしたら自分の国に、そこは汚染国なんですね、口蹄疫の菌というウイルスを持っていったら大変だというんで、見ていましたら、かねの小さな四角いバケツのようなものに、写真ですからよくわからないんですけども、綿かスポンジのようなものが入れてあって、そこで一人一人踏んでいるんですね。そういうようなものも出ておりました。だから、なるほどマットだけでなく、いろいろな工夫でやれるんだなというふうに思いましたので、ご参考までに。

それで、どうしてもこれはあらゆる場合に感じることもあるんですが、行政がものをするときには、どうしても行政機関しか目につかない。だから多くの人が入り出すといっても、民間の大型店だとか、町立病院は目についても、町の病院のほうには目がいけない。ところが、口蹄疫の菌は、ここは行政だから汚染してやりましょう、ここは民間だからやめておきましょうなんていう選別はしてくれない。したがって、そのあたりは意識してそのような落ちのないように、物を考えていていただきたいということは申し上げておきます。

それで、次に万が一、本当に万が一ですが、現在は、北海道から見れば遠い九州での出来事なんですけど、これが例えば道内なんかでもって発生したよというような状況になってきたとき、あるいはもっと極端に万が一というと、町内での農家から疑似患畜が出たなんていうときに、この情報は農家からどこかに行って、どこかを通って厚岸町に来るんじゃないかと思うんですよ。農家から一番最初に厚岸町に連絡来るんでは、恐らくないんだと思うんです。この情報のルートというのは、どのようになっていますか、そしてそのところのパイプというものは、非常にすっと流れるようになっていますか、その点についてお聞きしたい。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 万が一、疑似患畜なりが発生したときの連絡体制は、網はどうなっているかというご質問でございますけれども、異常家畜の届け出ということで所有者から届け出があると。それは地域の厚岸で言えば共済組合、獣医さんのところに連絡が行きまして、獣医さんが、その状況を見て、家畜保健衛生所に連絡が行くと。家畜衛生所では、その報告を受けて家畜防疫員、いわゆる北海道の職員としての獣医さん、家畜防疫員が立入検査をします。それを受けて、口蹄疫が指定できないということを判断しまして、できないということであれば国の農林水産省にある動物衛生研究所に検体を送って、そこで口蹄疫に感染しているかどうかの決定を図るという内容になっています。

それにおきまして、感染になっているということであれば北海道へ行って、町村に流

れて、町では感染している場合は、公示するということになります。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 今回の例を見ていますと、それに1カ月かかっているんですね。そうすると、どうも怪しいというのが出てから国の何とか検査所に行って、そこでもってPCR法か何かに従って、これはまず間違いないだろうと、口蹄疫だと何型だと、分析が終わるまでは厚岸町は全くわからないと、そういうことですか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 今のご質問でございますけれども、家畜保健衛生所から厚岸には、そういった疑いのあるものが農業者、いわゆる通報者から連絡があったときに情報は入ってくる。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 だから、いつ、どこで、どういうふうにということを聞いているんです。所有者から共済獣医に、どうもおかしいと、これは法定伝染病ではないかというのが入って、入りますね。そうすると、そこでもって一応の判断しますよ。全く問題ないだろうか、問題あるかという、その段階でもう厚岸町には、これはもしかしたら大事なことになるかもしれないよということは、入らない仕掛けになっているんですか、そこなんですよ。厚岸町としては、一刻も早くそういう情報を得て、やれやれそれは騒ぎで終わったわでいいんですよ、終わったほうが。だけれども、早く状況を得て、そして準備に入らなければならないわけでしょう。万が一のときの。これが、いつ、どこで、どういうふうになっているかということを経理、あなたつかんでないんですか、それなんです。これがきちんと打ち合わせをして、こうなったときにはすぐ厚岸町のどの部署に入るといことが決まってないんですか、これなんです。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後2時02分休憩

午後2時04分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 大変申しわけありません。

農家から、共済、家畜共済に連絡が入って、そこで獣医さんは、もし疑似が患畜とい

うことになれば、獣医さんはそこから出ることができません。電話連絡等で家畜保健衛生所、または共済組合の支所に連絡が行きます。そこで家保から獣医さんが、いわゆる防疫員が農家に出向きまして、そこでまた診断すると。その時には当然共済の支所、それから家保を通じて、役場に連絡が入るという体制になっています。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 情報伝達経路というのは、きちっと明記しておかないと、意識が高くて親切な方が、たまたま担当にいるときはずっと来るんだけど、そういう意識のない人のときには、遅れたなんていうことがあるんですよね。厚岸町家畜自衛防疫協議会なんかも立ち上げているわけですから、それは年中動いているわけですから、そういうものが、その中でもってきちんとした体制として明記していただきたい、それは念を押しておきます。

それから、時間がないので先へ行きますが、一つは、大きな北海道には特殊な問題がありまして、野生シカなんですよ、しかも増えているんですよ。そして牛と絶えず接触していますから、牧場の中に入って行って草食べるわけだから。これにもし移ってしまったら、あるいはこれがどこかで拾ってきたら、これはもう手がつけられないという状況なんですよ、これは対策も何もないと思うんです。

それでホームページ見ましたら、厚岸町もそのことについてはきちんと書いてあって、もし異常なシカを見つけたら、すぐ連絡してくれというのには書いていますので、これは一般町民に対しても強く言っていただきたいと。わかっている人が、僕の周りには余りいなかったんですよ。言われると、そうだよなという状況なんです。やっぱり牛とシカでは、なかなか結びつかないのだろうと思うんです、そういう点でもお願いしたい。

それから、今、道内各地でイベント等の催しの中止が相次いでいます。私は、無下にも何でもかんでも中止せよというのには反対です。というのは、余りに過敏になってこういうことが続きますと、今度は風評被害の問題が出てきますので、このあたりの匙加減が非常に難しいかとは思いますが。ただ、こういう問題、白か黒かではないんですよ。行うにしても例えば、こういうような防疫対策をきちんとやって行おうとか、あるいはここでやるのは、こっちのほうに動かしただけいいのではないかと、いろいろな方が一に備えて、少しでも影響の可能性のないような方法を考えながらやっていくというの、やるにしてもやると思うのです。

ことは厚岸町、町制施行110周年記念のいろいろなイベントが目白押しです。多くの人が外からも入ってきます。町外からね。そういう中でのイベントを、今も言ったように私は中止せよと言っているわけじゃないんだけど、そういうときのいわゆる侵入防止対策については、どんな検討をなさっているか、簡単に結構ですから。時間がないので端的に教えていただきたい。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 今現在の厚岸町口蹄疫侵入防止対策本部での申し合わせで

は、いわゆる農家地帯でのイベントがある場合には、消毒体制をもってイベントをやりましょう。ということは、先日、植樹祭行われたわけですがけれども、いわゆる草地・牧草地帯で行われたわけです。その時にも消毒マットを敷いて、そこから草地に入っていく。それからそこに通じている町道の両側には消石灰をまいて対応いたしました。

それから、先日、カキえもん蝦夷の雫まつり、110周年記念事業が12、13日に行われたんですけれども、その時にも一応消毒マットは設置していませんけれども、役場が閉庁日だったものですから、役場から消毒マット、消毒液を持ち込みまして、施行させていただきました。

その他のイベントにおきましては、自粛・中止をするということで今はなっております。これからいろいろな行事が目白押しになっていますので、イベントは中止ということではなっておりませんが、そういった消毒マットなり消毒、消石灰なりで、不特定多数が集まるようなイベントがある場合には、そういった対応をとっていただくというところでは確認しております。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

- 室崎議員 大きな行事ほど難しくなると思います。小人数の人が集まる時には、踏み込みの消毒マット1枚で足りるものが、それこそ何千人という人が集まるときにはどうするんだという話になるとは思うんですけれども、何千人も集まるときの方がおっかないんですね。それで、これについてはやはりいろいろな方法の考えがあると思いますので、十分ご検討をいただきたい。

それで次に行きますが、口蹄疫以外のいろいろな家畜伝染病がありますね、道が統計出しています。月ごとに発生件数出していますね、それで見ますと、口蹄疫を別にするとうーネ病、伝達性海面状脳症、これがBSEというやつね、それから牛ウイルス性下痢・粘膜病、それから牛白血病、ここらの数字が、特にうーネ病が高いですね。うーネ病に関しては、いろいろなところで説明文が出ていましたが、特に北海道でって、みんなついているんですよ。こういう、その、先ほどの答弁聞いていると、法定伝染病の解説みたいな話が延々と続いておったけれども、その中で特にこれは一番要注意なんだというようなことはやっぱり明確にしながら、それを一般町民に対しても説明していただければと思います。もちろん農家に対してはきちんと説明して、皆さんもそういう意識を持っているんだろうというふうには、これは思っておりますけれども、道のほうでもそういうことを出しています。

それから、道で思い出しましたが、昨日の日経新聞ですか、これでもって見ると、道が対策出していますよね、それは町のほうに来ていますか。何か予算案を、経費を上程していますね、それで踏み込みマットは追加だとかどうなんですか。それから、石灰は1農家当たり20キロを8袋、これは配付するというような話が、予算化して、これは恐らく反対する議員なんか1人もいないでしょうけれども。これが進んでいくと思うんですが、そのあたり。それによって厚岸町の農家に今、消石灰が非常に足りなくて苦労しているという話も聞いているんですが、そのところが大体それによって解決できるとい

うふうに考えてよろしいでしょうか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 口蹄疫緊急防疫対策事業費、北海道では3億5,000万円の追加補正をしてございます。その内容でございますけれども、侵入防止として、議員おっしゃったような空港、港湾における消毒体制、いわゆるそれは（「時間ないんで端的にお願いします」と発言あり）済みません。端的に申し上げます。各地の家畜自衛防疫協議会に対して、1農家当たり5,000円の補助をするという内容で、それは各地区、厚岸町では伝染家畜自衛防疫協議会のほうに、農家戸数分配付するという内容でございます。その他につきましては、北海道の防衛備蓄資材、それから宮崎県に派遣する派遣費、野生動物侵入防止対策費として、北海道が事業主体となっている内容でございます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 恐らくこのあたりが最後になってしまうのだらうと思うんですが、口蹄疫に関するマニュアルというのは、今回、つくったんだと思うんですが、これについてはまだまだご検討いただきたいですね、マニュアル大綱みたいな感じなんです。これに従って、細則をつくっていかなければならないというような感じがしますので、よろしくお願ひしたい。先ほどの情報伝達一つとっても、そこには何も書かれていませんから、よろしくお願ひしたい。

それから、口蹄疫以外のいろいろな伝染病がございますね、特にヨーネ病を初めとするような下痢とかね、これも少なくともこの2年間、厚岸町では1件も発生してないですね。ところが、近隣町村全部発生しているんですね、この2年間の間に、非常におっかないというようなものがありますよ。厚岸町には家畜自衛防疫協議会ですか、これが動いているわけですから、どうかこれ以外のものについても、そんな一つ一つつくりなければならないかどうかというのは、私はちょっと疑問なだけけれども、やっぱりそういうものが万が一起きたときに、どうするんだというマニュアルのようなものは、持つてなければならないと思うんです。いやいやそんな心配はないよ、全部持っているのだ。口蹄疫だけなかったんだというのであれば、そのようにおっしやっていたいただきたいんですが、そのあたりはどうでしょうか。

それともう1点、結局、何か起きたときに行うというのが、最後の段階の問題です。一番大事なのは、何もない日常において、こういうものに対するきちんとした意識を全町民が共有するということです。それで農家で牛を飼っているのは、道路端から見るとのんびりした景色で、非常に私も大好きな景色なだけけれども、あれは実は食品をつくっているんですね、食べ物をつくっているところなんです。そのころに我々、農家の仕事をしていない人間が消毒一つしないで、ずかずかと牛のいるところに入っていくということが、いかに危険なことかと。それは病原菌の固まりで私が入っていくんだというような意識というのは、非常に必要だと思うんです。

農家の方に聞くと、ああと思う時でも、さまか来てくれた人に、「おまえもう一度、表まで回って、消毒槽のところざぶざぶと入ってから出てこいよ」とは言えないというのですね。これはやっぱり食べ物をつくっている、例えば缶詰工場でもいろいろありますよ、食品工場でも。そういうところに入っていくのと同じように、やっぱり食品をつくっているところに入っていくんだから、衛生には常時気をつけなければならないんだという意識を、町民にどうやって持ってもらうかということが、こういう問題に関する厚岸町の役割としては、一番大きな基本的な仕事ではないのかと、そのように思いまして、この2点についてお聞かせをいただきたい。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 1点目の家畜自衛防疫協議会でのほかの伝染病のマニュアルの作成ですけれども、現在、自衛防疫協議会ではヨーネ病、それからサルモネラ病のマニュアルは、自防としてのマニュアルは作成済みでございます。

それから、今おっしゃった農家はいわゆる食品をつくっている、そこに町民の、もう少し意識を持ってもらって、そういった啓蒙を考えたらどうかということでございますので、今回の口蹄疫、まだまだ終息はしていませんけれども、今回の教訓を受けまして、そういったことも検討していこうということで、しっかり体制を考えておりますので、よろしく願いいたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から、最後の答弁をさせていただきたいと思いますが、このたびの宮崎発生の口蹄疫、これは厚岸町においてものみならず北海道に菌が発生した場合には、大変な事態になることはご指摘のとおりであります。私ども魚のまち厚岸町、その万全な体制をとっていかなければならない。私もご指摘ありましたとおり、厚岸町家畜病防疫協議会の会長という立場にも6月15日に就任をいたしましたわけであります。そういう立場からも、また、もちろん町長としても行政の立場からも万全な体制をとっていくのでご理解をいただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

以上で、13番、室崎議員の一般質問を終わります。

9番、菊池議員の一般質問を行います。

9番、菊池議員。

●菊池議員 平成22年6月第2回定例会一般質問通告によって、私は、「あやめ」の保護育成についてお尋ねいたします。

まず第1点目は、あやめの保護育成に対しましては、振り返っておおよそ30年に達するほどの雑草駆除をしてきた経緯があります。そこで(1)あやめの保護育成にかかわるところのいわゆる雑草駆除を観光協会が中心となって、協会員を始め中高生や町内ボラン

ティアの皆さんによって続けてられてまいりました。その時期は、例年6月に入って中旬の土曜日・日曜日の利用で実施されてまいりましたが、本年はいつものように皆さんに呼びかけて実施を行っていないのが実情であると思います。もし実際に雑草刈りを行っていないとするならば、その理由についてお示しをお願いいたします。また、その手だてについて、今後どのような方法で行おうとしておられるのか、方法についてお示し願います。

(2)、次に提言でございますが、あやめなどに詳しい学識経験者をお迎えして、保護育成に関しての検討会議、あるいはシンポジウムなど開催して研修してはどうかという点について、理事者の考えを教えてください。

(3)、三つ目は、あやめの保護育成に凶られ、協議会的なものを設置しようとの機運があるという話をちまたでお聞きするわけではありますが、実態はどうか。この件についてもお知らせください。

(4)、四つ目に、あやめ保護育成を図るために、あやめヶ原のひおうぎあやめの将来へ向けての保護・保全についてのあり方についての考え方をお聞かせください。ちなみに前回、昨年私の一般質問に対する答弁では、ひおうぎあやめの自生地を保護する植生復元地として事業執行する道がありますとのことでありましたが、その後、北海道との協議、あるいはアドバイスなどの進展はあったのかどうか。

(5)、最後に、以前、当町においても開催されました全国あやめサミットについて、その事業内容と現状についてお知らせいただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後2時24分休憩

午後2時25分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

9番、菊池議員。

●菊池議員 ただいま質問を終わりますと言いましたが、第1回目の質問を終わります。よろしくご答弁のほどお願いいたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 9番菊池議員のご質問にお答えをいたします。

「あやめヶ原の保護育成について」のお尋ねのうち、まず、「例年実施している保護育成の手だては、ことしどのように行うのか」、「保護育成に当たって学識経験者を交えた検討会やシンポジウムなど研修を実施する考えがないか」、「あやめ保護育成にかかわる協議会的なものが立ち上がるとお聞きするが、どのような内容となっているか」、「今後、

将来に向けあやめ保全のあり方をどう考えていくか」についてであります。あやめヶ原は約100ヘクタールに、約30万株が自生するとされる国内最大規模のひおうぎあやめの群落地であります。

ご質問者もご承知のとおり、昨年まで厚岸観光協会が主体となり、協会役員や会員のほか広く一般町民にも呼びかけ、6月中旬に「あやめの保護育成事業」として、あやめの生育を阻害する植物を取り除く作業を行ってきておりましたが、昨年、その中に道立自然公園の特別地域内では、知事の許可なく採取することが禁止されている、いわゆる指定種の「イワヨモギ」と認識がないまま、除去していたことが明らかになりました。

これを受け、釧路支庁からは、指定種との認識の中で、風致景観を保全する目的で、地域の方々の善意による行為で悪質性はないとの理解はいただいたものの、道条例の違反行為となるため、観光協会に対して注意書の送付があったところでもあります。しかし、あやめヶ原のひおうぎあやめは、厚岸町の花に指定されているばかりではなく、ほかに類を見ない風致景観を有し、厚岸町道立自然公園の貴重な自然資源であり、本町の重要な観光資源ともなっております。このため、近年、特にこのイワヨモギが繁茂し、あやめの生育に必要な日光を遮るようになり、あやめが衰退し、植生景観が損なわれていることから、昨年来、釧路支庁、現在の釧路総合振興局とも協議を続けてきているところでもあります。

昨年の第3回定例会の菊池議員の一般質問でもお答えしたとおり、あやめヶ原のひおうぎあやめの保護を目的に、特別地域内の指定種を採取するには、北海道知事の許可などが必要となりますが、許可基準において「学術研究その他公益上必要」という目的に、合致させることが難しいとの北海道の見解であります。しかし、公園計画の中で園地と位置づけられているあやめヶ原では、その園地の附帯施設として、ひおうぎあやめの自生地を復元するための植生復元地としての事業決定を受けることで、公園事業として事業執行することが可能となり、その場合には、ひおうぎあやめの保護のため、育成の阻害となる植物の侵入を防ぐ採取行為は、事業執行上の管理行為として見ることが可能との見解も得たところでもあります。

このため、町では、植生復元事業として北海道の事業承認を受けるための前段として、あやめヶ原の保護育成管理マニュアルを策定すべく、学識経験者や関係団体の代表者、行政機関の職員などで構成する（仮称）厚岸道立自然公園原生花園あやめヶ原保護育成対策協議会の設立に向け、現在、準備を進めているところでもあります。

この協議会では、あやめヶ原におけるひおうぎあやめの保護育成にかかわる基本方針やその方策、自然環境の調査研究に関することなどを協議していただきながら、先ほど申し上げました管理マニュアルの策定を行っていただきたいと考えているところでもあります。

ご質問にあります、あやめの保護育成に向けた学識経験者を交えた研修の実施につきましては、この協議会におけるさまざまな議論の中でとり行われるものと思っておりますし、その過程の中で必要が生じた場合には、シンポジウムの開催も考えてまいりたいと存じます。

また、こうした現状の中では、観光協会が広く呼びかけを実施してきておりました「あやめの保護育成事業」については、本年は見送らざるを得ない状況にありますが、あや

めまつりの開催を目前に控え、多くの観光客にこのすばらしい自然景観を堪能していただくため、釧路総合振興局との協議した中で、去る20日に観光協会の役員において、あやめヶ原の環境整備として、道道沿いの植樹ますにおけるあやめ周辺の草刈り、園内の散策路と展望台周辺の草刈りやフキの除去作業を行ったところであります。

次に、「全国あやめサミットの事業内容は現在どのようになっているか」についてですが、全国あやめサミットは、あやめを市町村の花に指定し、住民と行政が一体となってあやめの魅力を活用し、町づくりエネルギーにしようとしている全国の自治体が一堂に会し、情報の交換と交流を図ることを目的に、昭和63年から開催されております。本年のサミットは、山形県長井市において7月3日、4日に開催されることになっており、最初に関係首長による会議が予定されており、開催地長井市の「あやめ公園100年のまちづくり」の取り組みをテーマに議論されることになっております。その後、市内見学や交流会が行われ、翌日、あやめ公園などの市内視察が計画されている内容となっております。

なお、現在の全国市町村あやめサミット連絡協議会の構成自治体は12市町となっており、本年度の参加自治体は7市町と聞いております。平成4年に厚岸町で「第5回あやめサミット」が開催されましたが、その当時の構成自治体の数は全国34市町村、参加していただいた自治体も18市町村でしたので、市町村合併などを要因に、構成自治体の数も大きく減少している実態にあります。

以上であります。

●議長（南谷議員） 9番、菊池議員。

●菊池議員 回答から言いますと、例年実施している保護育成の雑草駆除は、ことしはあやめまつり前に、観光協会役員で行ったということでございますね。ことしは雑草駆除の範囲が遊歩道の周辺、展望台の周辺、あやめ群生地の一部育成支障部分、これらを観光協会の役員で行ったということでございます。ということは、協会の役員だけで一般の協力は、今回はお休みしたいということでございますね。

昨年は、絶滅危惧種のイワヨモギ問題で、道の許可なく伐採駆除したこともあって、ことしはそのほかの絶滅危惧種の点検の意味も含め、協会の役員だけで一般の協力はお休みしたいと解釈していいようですね。シンポジウムについては開催する、よっては開催するような形になるのではというご返事をいただいていたのですが、その町、あやめある町の人が、人間が、保護育成のためにはどうすべきかを研究する必要があると考えますので、この運動は続けるべきであること、そのためには勉強会も必要だという考えるけれども、それに官公庁と民間の協働のまちづくりの一環としても位置づけられるんじゃないかという点と、中高生に対しては、あやめ育成の環境運動とともに、将来に続く後継学習などが、この保護育成に含まれるということを確認したいと思います。

シンポジウムでは、いろいろなことが討論されると思いますが、それを期待しているわけでございます。また、将来に向けては、雑草により衰退している状況のあやめを立ち直させるための、これだけの雄大な自然遺産の維持を続けるために、全国、あるいは国際的にも厚岸のネーチャーフラワーアイリス、自然生育のあやめを中心に、東・北海

道の原生花園復活、厚岸道立自然公園の厚岸あやめヶ原を觀賞できることを自覚し、この存続に力を入れることが大切であるということでございます。

全国あやめサミットには、町の代表者の出席もいいですけども、現場の知識を持った自然保護管理員が、あやめに関心のある協会員も参加できるようにできないか、首長だけが集まればいいのか、この点を話を聞き入れてほしいなという町民もおります。

あやめヶ原の経緯の中から、参考資料として昭和50年の7月に、釧路市の田中瑞穂先生が書きました。当時、北海道教育大学釧路分校の生物学教授でございまして、釧路湿原の命名者として有名でございますが、子供のための東・北海道の植物という本に掲載されているひおうぎあやめは釧路町より多く、湿地でも見られる。葉・頭の形30センチ余り、7月に薄青い青紫の花をつけるが、次々つぼみが出て長い間咲いていると、日ごろは野原が、このあやめの花で埋められるようにさえ思うと書いております。

当時から、ここあやめヶ原原生花園は自然保護の群落が、この本で明らかになっていることでもありますし、今般、この時期を忍ぶ様子として、協会顧問である稲葉先輩に白黒写真を見せていただきましたが、当時、昭和40年以前の今から45年ほど前のあやめは、鮮明に写真で撮影されておりました、当時の花丈、背の高さは非常に高く、人々が座った状態で書けないぐらいのきりりと立った大きな花姿でありました。

そのころの馬の放牧でございますが、昭和30年ころから行っており、東京農大の網走校の小松輝幸教授は、馬の放牧はいいことだと推進しております。馬が何を食べるか、1日当たりどれくらいの量の草を取るのかを研究されており、また、その時は牛も放しており、牛の食する草類と馬の食する草類は若干違うということで、牛馬の放牧は効果があるとしていたようであります。しかし、観光客は、牛のふんがあのとおりの姿なので評判が悪くなってきたため、牛を放さなくなったといえます。

そんなことで馬一本で放牧されるようになったとのことでもあります。放牧される頭数によって、あれだけ重い個体馬でありますから、歩き、あるいは駆けめぐり、地面の草地も固まり、また自然の変化もあり、現在のようにほこりが立つほど固い地面に、自然移行していることも見受けられます。もちろん馬だけが原因で、地面が固くなったわけではなく、時の経過と気候の変化等により、環境が少しずつ変化しての流れの変遷から想定されているわけであり、これらの事柄をいわゆる植生変化があらわれてきている現状に鑑み、そのための科学的な調査に基づく、腰を据えた対応が望まれているのであります。イワヨモギは乾燥した場所を好むといい、このヨモギが繁茂するということは、徐々にではあります、原生花園の土壌が乾燥化してきていると言われるのが原因であります。

馬の放牧の流れを聞くと、奔渡の奥の林さん、次に松葉の鈴木旅館の社長さん、門静の小師牧場さん、浜中さんのばんばなど放牧していたといえます。このような経緯と変遷を経て、今日のあやめヶ原が存在しているわけでもありますから、今後、将来に向けてあやめの保護育成のために、今までの経過を参考及び反省しながら、保護育成に取り組んでいくべきではないかと考えるところでありますが、理事者側の前向きなご答弁をお願いするものであります。

馬の放牧について、あやめヶ原全体でおおよそ100ヘクタールの広さに対して何頭の馬が必要なのか、現在のあやめヶ原にマッチした必要な放牧動物の数はどうなのかなど、

クリアしなければならない課題が数々ある中で、私の脳裏にはシンポジウムの必要性が生まれてくるのであります。いかがでしょうか。

ただいま申し上げました、あやめ保護育成に関する1から4までの件について、総体的にまとめてみると、植生の変化と野花の姿を観察しながら手入れの方法など、これら科学的な調査に基づく適切な判断を研究し、時季などと合わせ、将来へ向けての保護育成とつないでいけるのではないのでしょうか。いかがですか、コメントをお願いいたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からは、全国市町村あやめサミット連絡協議会の質問に対してお答えをいたします。そのほかについては、担当課長から答弁させますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

ただいまあやめサミットに関心のある一般の方も参加できないのかという質問がございました。全国市町村あやめサミット連絡協議会の会則には、市町村の長をもって構成するという会則になっておりますので、この点についてはご理解をいただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） あやめヶ原の関係、保護育成のことについてご答弁させていただきます。

まず1点目、例年行われている、祭り期間前に観光協会が町民の方にも呼びかけをして行っていた保護育成事業、ことしについては観光協会の役員だけで行ったんですねというような質問でございますが、先ほど町長からのご答弁にもありましたけれども、昨年のイワヨモギの問題が惹起いたしました。その対応に向けて、当時の釧路支庁とも協議をしてきましたけれども、従来と同じような形で行うのには、その前に先ほども言いましたような公園事業という位置づけを行わなければ、実施は今のところは許可できないというような話もございますので、今年につきましては、あやめまつりに向けて多くのお客様が、また、あやめヶ原のほうにも訪れてきていただきます。そういった中では、何も手つかずでお迎えするということにはいかないだろうという現状にもあるものですから、釧路総合振興局の担当のほうともご相談をさせていただいて、道道の縁にあります。あそこにあやめも、あそこは移植をさせていただいた部分でございますが、その周りの草刈り、それと散策路と言いまして、園内の中に行きますと中央、お客様が歩けるような形での舗装されたところがあります。そちらのほうについては、公園事業ということで実施しているものですから、その周辺の草刈りについては問題はないという話もいただいております。

それと、先のほうに行きました展望台、展望台の部分につきましても以前に公園事業ということで行っている部分ですから、その管理事業ということで行うのには問題はないという話もいただきましたので、ことしにつきましては観光協会の役員の皆さんに声

かけをしまして、昨年の例でいきますと全体で31名の方、町民の方含めて議会の皆さんも参加していただいたんですが、31名の参加がございましたが、ことしはそういう形で観光協会の役員のみで行ったということでは、21名の参加がございましたけれども、こういったメンバーで今言った、あやめ保護育成ということではなくて、あやめヶ原の周辺環境整備という位置づけの中で行わせていただきました。

それから、こういったいろいろなこういう問題ある中で、シンポジウムの必要性はやはり必要ではないだろうか、あるいは勉強会という話もございましたが、先ほどいただきました植生復元事業という部分に持っていくためには、いろいろな専門家のご意見をお聞きしながら、公園事業としての位置づけが必要だと。そのためには、素人だけではなくて、専門家の方々も交えた保護育成協議会、先ほど、町長、(仮称)ということでしたが、そういった協議会を立ち上げた中で、あやめヶ原を昔の姿に少しでも戻す、復元するような事業に持っていく。そのためには、これからあやめヶ原をどのようにして管理していくのかという管理のマニュアルを策定をして、それに基づいた植生復元事業という位置づけで、あやめの生育に障害を与える部分を除去するという部分を行わせていただきたいということで、釧路総合振興局のほうとも調整を進めながら、今、進めているという状況でございます。

それで、その管理マニュアルを策定する中では、協議会のメンバーとしましては、専門的な知識を持ちました大学の先生、あるいは植物に詳しい先生、さらには町内の関係団体の長でありましたとか、あるいはそういった町内の専門の知識を持った方々、さらにはオブザーバーということで、関係機関のすぐれた知識を持った方々にも参加をいただいて、この協議会の中で管理マニュアルをつくっていききたいという思いがございます。それで、その中では先ほども言いましたけれども、そういった勉強会というのは当然進められると。今、これからという部分におきましては、過去がどうだったのかを調べながら、そして本当に今言っているイワヨモギが繁茂してきたことによって、あやめの衰退になっているということもある程度裏づけを持たないと、そういったこともできないということでありますので、そういった各種調査も進めながら、まとめていくということでございます。

そういった中では、当然、委員さんを含めた中での勉強会は図られるだろうなというふうに思っております。ただ、町長の答弁でもありましたが、シンポジウムこれはシンポジウム開催がありきではなくて、そういった中で必要に応じたときには、そういった開催についても検討をさせていただきたいと思っております。

また、答弁ちょっと行き違いもありますけれども、順序あれですけれども、小中高生の参加、これについても、これからのあやめの保護育成にとっては大変大事なことはないか、ご質問者がおっしゃるとおりでございます。ただ、こういった問題が今まだ解決されない中では、昨年まで行われてきた中学生、あるいは高校生の方々の協力を今年も継続してということにはなりませんので、ことしについては違った意味での環境整備等に声がかかれば、お願いをさせていただきたいなというふうに思っております。

ただ、こちらのほうの管理マニュアルのほうも、だらだらと時間をかけて取り組むということではなくて、早速、実はこの協議会のメンバーの方々にも打診は既にさせていただいて、内諾はとってございますので、議会が終わりましたら早速こちらのほうの実

質的な動きに取りかかりまして、来年の事業実施ができるように努めてまいりたいなというふうに思っておりますので、それができましたら、こういった過去の中学生・高校生の協力をいただきました活動というのものも、また行っていけるのかなというふうに思っております。

また、釧路市発行のいろいろな書籍のほう、あるいは観光協会の顧問さんのお話を聞いて、以前のあやめヶ原、相当群落があって、背丈も高い立派なあやめだったというお話もございました。私も過去の冊子等を見ると、今とは大分違うなというふうな思いもしているところでございます。

ただ、馬の放牧は、先生方の話からもあるように、やはり一時、馬の放牧やめたときもでございますけれども、そのことによって、あやめヶ原自体のあやめの育成がどうも衰えてきたなというお話もありました。そういった中では、いろいろな専門家の方々の研究も実は行われてきた中で、馬の放牧については、あやめヶ原を保護するためには必要だという判断の中で、現在も行ってございます。

実は今現在、あやめヶ原には6頭の馬が放牧されてございます。というのは、あやめまつりまでには10頭ということで計画をしているんですが、どうしてもまだ草が、あやめヶ原の草自体が十分伸びていないという状況の中では、一気に馬を入れてもえさとなる草自体も余らないと、飼い主である馬主さんのほうもちょっとまだ待ってくれというような話にもなりますので、今現在は6頭、日曜日の現在で6頭でございますが、この後、4頭ほど増やして10頭を入れるという予定になってございます。

さらに、一方、イワヨモギの部分でご質問者、従来はあやめヶ原にそんなにいなかったのではないかと、やはりイワヨモギというのは乾燥するところを好むという部分では、あやめヶ原自体が、乾燥化されてきているのではないだろうかというお話もありましたけれども、実は昨年、イワヨモギが問題になったときの初めて私ども情報を把握したというのは、桜の育成の先生の方からの情報の提供があって判明したということなんですが、実はその先生、今年も桜祭りに当たりまして、厚岸町のほうに訪れてきてくれました。そして、あやめヶ原周辺の部分も再度また確認をしていただいたという中では、先生の見er限りにおいては、あやめヶ原の先端部分の一部にイワヨモギの群落ができていますが、さらに崖の縁なんですけれども、そちらのほうにすごい群落があるという発見もしてくれました。その後、うちの職員もその場所に行って、今の現状の本当の崖の際のところにも群落でへばりついて生えているという状況なんですけど、そういったことから見ますと、昨年の釧路支庁、それと北海道の指定種の専門家の方にも来たときも、実は展望台のコンクリートのところに、イワヨモギが生えているという状況も確認していただきました。

そういうことから見ると、このあやめヶ原におけるイワヨモギというのは、風によって種が飛んできて広がっているということも、十分考えられますよねというようなこともありましたし、今言いました桜の専門家の先生も、そういった裏づけになるこういう箇所ではないだろうかという話もお聞きしてございます。そういった意味で、専門家の方を交えてこれからあやめヶ原を保護していかなければならないのは、これは厚岸町として当然のことでございますし、大変貴重な資源でもございますので、それに向けた、そういった専門家の方々交えた協議会と十分連携しながら、あやめヶ原の保護育

成に取り組んでいきたいなというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思いません。

●議長（南谷議員） 9番、菊池議員。

●菊池議員 町長並びに課長より、いろいろご回答をいただきましたけれども、町長の答弁には、あやめサミットの件で、今、返事ございましたけれども、非常に淡泊で簡単すぎる。会則がそうなっていますから、全国の市町村、長だけが集まると、余りにも淡泊だと思います。やっぱり現場の人間も1回ぐらい集まるような提言というか、そういうものをしていいんでないですか、これだけみんなが協力しているんですよ。ただいま馬の件もありましたけれども、ちなみに今日までの馬の放牧の協力者としては、ばんえい用の大型のばんえい馬、小型種のポニー、道産子馬、そのほか一部に乗用馬、長距離乗馬に適する北海道和種馬、これらなどの馬の放牧を歴代の協会員の人たちが協力しているわけでございます。そして、そういう人たちばかりでなく、協会員の中でも検討したいと、勉強したいという人もいますので、そういう人たちが集まって、この100ヘクタールに30万株もある、あやめが育っていくために、絶やさないために研究していくために集まるということが、たまにはあってもいいのでないかということでございます。

それから、課長からの答弁、非常に前向きな答弁をいただきました。そういう中であって、協議会を学識経験者を交えた研修の実施については、この協議会におけるさまざまな議論の中でとり行われるものと思いますし、その過程の中で必要が生じた場合には、シンポジウムの開催も考えてまいりたいということでございますので、これについてはぜひとも復元する協議会というか、それを基礎にしてやっていただきたいと、このように思います。

町長、もう一度、答弁をお願いします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えいたします。

あやめの関心を持つ一般の方、あやめサミットに参加をいたしたい、どういうお気持ちを持っての参加かわかりませんが、先ほど申しましたとおり、全国市町村あやめサミット連絡協議会は、当初は、第1回の答弁でお話しましたが、市町村の花として、あやめを指定している自治体でございました。しかしながら、その後、先ほどもお話いたしましたが、会員も少なくなり、平成17年に会則を改正をいたしまして、より幅を広めた「あやめを慈しむ自治体の参加」ということにいたしましたわけであります。

しかしながら、現実構成する会員が、ますます少なくなっているという現実にあるわけございまして、そういう中で構成自治体が持ち回りで、年に1回開催をいたしておるところでございます。そこに参加をしたいというのかわかりませんが、そういう中で会則においては、市町村の長をもって構成をするということになっておりますので、先ほどの私の答弁は、そのように答弁をさせていただいたわけであります。そういうことで、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 私のほうからは、協議会の部分にかかわる答弁をさせていただきます。

議員さん言われるように、この協議会が有意義な内容になる会議であるように、また、あるいは将来におけるあやめヶ原の保護・保全に必要なきちとした管理マニュアルができるように、事務局としても取り組んでいきたいと思っておりますし、必要が生じた場合には、シンポジウムの開催のほうも検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

●議長（南谷議員） 9番、菊池議員。

●菊池議員 サミットの件でございますけれども、町長、説明してくれましたけれども、12市町がなって構成自治体があると、全国でね、市町村あやめについて、本年度の参加自治体は7市町と聞いておるということですね。その当時の厚岸でやられたときには、全国34市町村もあったんですね、やはり、あやめサミットが参加率が少なくなったということは、発展性がないからというか、面白みがないというか、やはり積極的な勉強する会がないから、そういうことも考えられるわけでございます。ただ集まって、全国市町村のあやめをまちの花としている自治体が、長だけ集まるのはいいんですけれども、そのほかに何年かに一遍ぐらいは、それに携わっている人たちが必ずいるはずですから、各市町村で。そういう人たちが集まっていただく提言がほしいということで、僕が今、町長にしつこいようですけれども、言っているわけでございますが、やはり改革という時代を迎えて、そういうことも必要ではないかと思うんですね。

例えば、これとまた別でございますけれども、お医者さんの研究でも学会というのがありまして、ときには集まって研究・討論して実例を話し合っ、その発表を参考に、あやめの場合は寒いところでも暖かいところでも種類は違いますけれども、咲き乱れるわけでございます。手入れの方法、土の方法、いろいろ研究していると思っております。そういうような中で、身近な研究をする場面がほしいという人がいるわけですから、そういうことも考えて、ただ集まるのではなくて、研究する人たちが集まる場を設けるような提言をしてほしいということ、もう一度要望してまいります。要望しておきます。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

全国市町村あやめサミット連絡協議会の会員の減少の大きな要因は、市町村合併等により市町村の花が変更になっていることが、大きな原因なんであります。そこで当連絡協議会も今後の運営のあり方についてはどうすべきかと、いろいろと議論を重ねているわけでございますが、しかしながら、そういう事情の中で会員数が減少をいたしているということについては、ご理解をいただきたいと思っております。

また、全国的な関心のある方々が一堂に会して研究なり調査なり、また交流するなり、そういう場面をつくれないうかというようなご提言もいただいたわけではありますが、私も今回の長井市で行われる全国サミットには不参加であります。といいますのは、厚岸町におけるいろいろな行事が重なっておりまして、参加ができないという事情があるわけではありますが、ただいまの菊池議員のご提言についても、このサミットにおいて一つの課題として提案するのもいいのではなかろうかと、私はそのように考えますので、今の提言を預かりながら、今後のサミットにおける連絡協議会の中で提案をしいきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

以上で、9番、菊池議員の一般質問を終わります。

再開を3時40分とし、本会議を休憩いたします。

午後3時05分休憩

午後3時38分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

15番、石澤議員の一般質問を行います。

15番、石澤議員。

●石澤議員 さきに提出した通告書に従って質問をいたします。

まず、口蹄疫についてです。

町としての対応はどうなっているのか、万が一発生した場合の初動体制はどうなっているのか質問いたします。

次に、安心して子育てできる保育所についてです。

この不況の中で、子育ても大変になっています。父母負担を少なくするためにも、これまで以上の保育料の軽減を考えられませんか。

基幹産業を守るためにも、幼児数の減少にかかわらず、へき地保育所の運営を続けていくべきだと思いますが、どうですか。

若松、片無去地区でのへき地保育所の開設は考えられませんか。資料として、6歳までの幼児数を出してもらっています。

次に、子宮頸がんの予防ワクチンについてです。

この予防ワクチンは、唯一、予防が可能なものです。ワクチンは皮下注射で3回接種する必要があり、費用が4万円から6万円かかります。町として、子宮頸がん予防ワクチン接種に助成を考えられませんか。

また、国に対して、ワクチン接種の助成制度の創設を求めていくつもりはありませんか。

以上で、1回目の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 15番、石澤議員のご質問にお答えをいたします。

1 点目の口蹄疫について。

「町としての対応はどうなっているのか、また、万一発生した場合その初動体制はどうするのか」についてのお尋ねですが、町の対応としましては、宮崎県における口蹄疫の発生以後、町、釧路太田・浜中両農協、釧路地区農業共済組合東部事業センター、釧路農業改良普及センター、釧路東部支所で構成する厚岸町家畜自衛防疫協議会において、家畜飼養農家へ消毒の徹底の指導や消石灰の配付を行ってきています。また、町広報紙の折り込みチラシによる町民への口蹄疫防疫のための協力依頼や、防災行政無線により広報を行ってきています。

さらには、役場内に厚岸町口蹄疫侵入防止対策本部を設置し、口蹄疫ウイルスを町内に侵入させないために、役場を初めとする公共施設やJR厚岸駅やコンキリエなどに踏み込み消毒マットを設置し、町民の皆さんに消毒への協力をお願いしてきています。

また、厚岸町家畜伝染病防疫対策本部設置要綱や、厚岸町口蹄疫防疫対策マニュアルに基づき、万一、厚岸町で口蹄疫が発生した場合の対応を定め、防疫に当たることとしています。厚岸町内で口蹄疫が発生した場合には、北海道が主体となり防疫作業を行うことになり、釧路家畜保健衛生所が現地において患畜の認定を行い、屠殺の指示、埋却の指示を行うことになっています。

口蹄疫発生に伴い、その連絡を受けたときは、町はすぐに厚岸町口蹄疫防疫対策本部を立ち上げ、消毒作業、通行制限、死体埋却などの作業を釧路家畜保健衛生所と連携を密にしながら、農協とともに行っていくこととなります。死体の処理は、法律では発生農家の責任で行うことが規定されていますが、口蹄疫の蔓延を防ぐためにも早急な処理が必要で、重機の手配や死体処理のための掘削、埋却処理とその消毒は、町と農協が積極的に支援していくことを考えています。

そのための初動に必要な緊急連絡網の再確認、人員の確保や役割分担の設定、重機などや各種資材の手配先の一覧の作成、集乳車の経路の把握など、初動に必要な準備を進めているところです。

口蹄疫の防疫態勢の考えられることは、準備を整えています。何よりも口蹄疫ウイルスを持ち込まない、口蹄疫を発生させない取り組みが重要であり、今後とも関係機関と連携を密にしながら、防疫活動を進めていく所存であります。

続いて、2点目の安心して子育てできる保育所についてのお尋ねですが、まず、「この不況の中で子育ても大変になっています。父母負担を少なくするためにも、これまで以上の保育料の軽減を考えられないか」についてであります。市町村における保育料につきましては、児童福祉法第56条第3項の規定により、徴収することができることになっております。この規定では、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して、保育所における保育を行うことに係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができることとされているところです。

このようなことから、町では、昭和51年の厚生省の通知である「児童福祉法による保

育所運営費国庫負担金について」で規定されている保育所徴収金・保育料基準額表を参考としているものでありますが、厚岸町の現行の保育所徴収金額表は、平成12年度以来今日まで、引き上げにつながるような料金改定は行っていない状況にあります。この間、平成16年度の国庫負担金の一般財源化による財政負担の増大に対しては、自助努力で経費圧縮を図り、町民の負担を据え置く努力を行ってきたところです。

このような中、国を挙げて次世代育成支援に取り組むことになり、町では保育料助成などの子育ての中の人への経済的支援を含め、楽しく安心して子育てができるよう支援体制の整備に取り組んでいるところでありますが、今日の財政事情では、これまで以上の保育料の軽減については、大変厳しい状況にあることをご理解いただきたいと存じます。

次に、「基幹産業を守るためにも、幼児数の減少にかかわらず、へき地保育所の運営を続けていくべきと思いますがどうか」についてであります。町内のへき地保育所運営は、現在、床潭へき地保育所と太田へき地保育所の2カ所となっています。

へき地保育所は、次世代育成支援対策交付金の交付対象事業であり、1カ所当たりの単年度交付金は200万円となっており、児童福祉法第39条に規定する保育所を設置することが、著しく困難であると認められる地域に設置される児童を保育するための施設であって、市町村長が基準に適合すると認め、指定されているものとなっております。この基準につきましては、へき地保育所の設置主体は市町村とし、設備及び運営については、児童福祉施設最低基準の精神を尊重して行うものとなっております。

へき地保育所の設置基準としては、入所児童の定員については、1日当たり平均入所児童数が10人以上いること。ただし、10人を下回っても2年間は経過的に対象となりますが、保育士を2名以上置くことなどが定められています。床潭へき地保育所の入所児童数につきましては、平成21年度が6人、今年度は6人という状況で、次年度からは交付金の対象外となる状況にあり、太田へき地保育所においては、今年度の入所児童数が7人という状況になっており、次年度終了までに年間平均10人以上の入所児童がない場合につきましては、交付金の対象外となる状況にあります。

保育所運営につきましては、子供相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切に、集団における活動を効果あるものにするよう援助することが求められ、また、入所する子供のその福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならないことも考慮すると、入所児童が10人を下回る状況で、町が保育所運営を行うことは適当ではないと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、「若松、片無去地区でのへき地保育所の開設は考えられないか」につきましては、両地区の保育所への入所児童が10人に満たない状況にありますことから、ただいま申し上げましたとおりでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

続いて、3点目の子宮頸がん予防ワクチンについてのお尋ねであります。

まず、「子宮頸がん予防ワクチン接種に助成は考えられないか」についてであります。子宮頸がんの予防ワクチンは、日本でも昨年10月に承認がされ、12月から、産科・婦人科・小児科の一般の医療機関で接種することができるようになりました。接種回数は、初回と初回から1カ月後、さらには6カ月後の3回とされ、費用はご質問にありますように、5万円前後かかります。海外では100カ国以上で使用されていると言われ、海外デー

タでは、その予防効果は、少なくとも20年間は維持できると推計されております。厚岸町としましては、ワクチン接種が承認されて間もないことから、釧路管内や道内の情報把握も含めて検討している段階であり、今のところは公費負担で実施の予定はありません。

北海道内の自治体における費用の公費助成では、福島・幌加内・斜里・佐呂間の4町が全額助成や1回分の半額を上限とする助成を決めておりますし、その他、今年度中に実施予定の自治体も7町村あると聞いております。

次に、「国に対して、ワクチン接種の助成制度の創設を求めていくつもりはないか」についてであります。現在、厚生労働省は「法定予防接種」の対象を拡大する見直し検討を進めており、この見直しの対象の中にヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンも含まれていることから、子宮頸がん予防ワクチンについても自己負担のない法定の予防接種としていくこと、あるいは当面の措置として、自治体の事業への助成制度を導入することなど、町村会を初め関係機関と連携して要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上であります。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 それでは、まず、口蹄疫のことから聞いていきたいと思えます。

室崎議員の質問でありましたけれども、本部を立ち上げてあるのと、マニュアルができてきているというのは質問の中で聞いたし、今も答えてもらったんですが、緊急時のシミュレーションということを実際、担当している人たちが集まって机の上だけでもいいですから、1度集まってシミュレーションをするというような考えはないでしょうか。

それから、えびの市では初動体制がすごくうまくいって、1戸だけでとめたという実例もあります。宮崎、現在のところ。そういうのも含めて、そういうものを踏まえたシミュレーションというのを考えてないですか、それはどうでしょう。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 今、議員おっしゃったようなシミュレーションの考えはないだろうかとということでございますけれども、先日、自衛防疫協議会行われまして、組織の中身につきましては厚岸町も含めまして農協組合長含んでおりますけれども、1度シミュレーションをやりましょうという確認をしております。協議会の総会の中でも、先日、シミュレーションやりましょうということで、あとは家畜保健衛生所の人を呼んで勉強会もしましょうということで、今、スケジュールを考えている最中でございます。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 口蹄疫というのは、いろいろな情報もありまして出ているんですけども、実際、私たち農家にとってもどういう病気かとか、どういう種類かというのは、おぼろ

げしかわからないんです。わかったら困るんですけども、実際、見た人もいないし、獣医さん自体も見たくないけれども、経験がないというのも事実なんです。だから、今、シミュレーションやると言っていましたけれども、それは早く学習会やってほしいし、必要以上にすごく不安に思っているんですよ。宮崎の様子を聞いたりして、同じ牛を飼っている人間としては、物すごい心が痛いし、不安です。

そして実際、農家の中には、東京に行かなければならない予定をキャンセルしている人もいます。そして何とも言えない不安の中にいるのは、これは事実なんです。だから、そういうものも含めて、早めの学習会の場を設けるとか、それからどういうものなのかという、今、ゆっくりな雰囲気だったので、早めにシミュレーションやって獣医さんも含めて、本当に知らないんですよ。見てないから。現場に行ってきた獣医さんいますから、その人たちもまだ帰ってこられないと思うんですが、そういうのも含めて考える方法をやってほしいと思います。

それで、イギリスとかほかの国で農家のところに置いて、唾液とか、牛の足につけることで、口蹄疫かどうかを判断するというものもあるそうなんです。イギリスなんかすごく出てきていますし、そういうことを国に対しても要望していくことも必要だと思うし、そういういろいろな、単に消毒だけでなく、いかにして入れないか、いかにして早く、出た場合は、出たそこだけで抑えるかという方法を考えていってほしいんですけども、その点はどうでしょうか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（高谷課長） 口蹄疫を見たことがない、学習会をやってほしいと。宮崎県を見ていると、当然、心が痛むということで、私どもも毎日のようにずっと報道、それからインターネット・新聞の記事等見まして、本当に危機感を持ちまして、対応しなければならぬと。それから、農家の方々の精神的な負担・不安・苦痛、それをどう対応していかなければならぬかということも踏まえまして、いろいろと考えさせられる場面がいっぱいあります。

川南町では、地元の大人たちの動揺で心が揺れる子供たちだとか、生きることや支え合うことの意味を考えましようだとか、いろいろな子供のいじめまで発展しておると、地域でいろいろな対応をとらなければならぬということで報道されております。確かに、そのとおりだと思います。

そこでシミュレーションをやろうと、学習会を、家保の方を集めて学習会やろうということも総会の場で確認していますので、その際も学習会に農家の方も含めまして、一緒にやっていきたいなというふうに思っております。

それから、唾液だとか、足につけて判断するものが英国だとかであると。英国につきましては、私も報道番組か何かで見たんですけども、相当、日本での危機発生を教訓にかなり英国では2001年に645万頭、1兆4,000億円の損失を生むという国家的な損失、進んだ取り組みがされているということが報道されておりました。私もそれを見まして、すごい危機発生を教訓に取り組んでいるなという思いがあります。

今回も、口蹄疫が特別措置法ができたように、日本でも今回の宮崎、まだ終息してい

ませんけれども、いろいろな経験を踏まえて、いろいろな対策が高度化されていていっているなどという、まだまだこれから、さらに国も含め道も含めまして町も含めまして、いろいろな防疫体制を強化していかなければならないと、そういうふうには思っています。

そして、議員もおっしゃるような足につけて判断するものがあるというのは、ちょっと私、勉強不足で確認はしていませんけれども、その辺につきましても状況を踏まえまして、国に対しての要望も含め検討させていただきます。

よろしく願いいたします。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 あとですね、口蹄疫、今、消毒とか予防も大切なんですけれども、まず持ち込ませないということだと思えますよ。北海道は海ですよ、飛行機か何かで来ない限りは、空気感染がない限りは来ないと思えますよ。そこで、100年度以上発生していない国、オーストラリアなんですけれども、そういうところの例なんかもあると思えますよ。今回、さっきの町長の言葉の中で、釧路地区地域活性化協議会の事業の話をしているうちに、ちょっと、私、ざわつとしたんです。申しわけないんですけれども。ここに中国からと書いてありましたね。中国って口蹄疫の発生すごく多い地域で、今回、宮崎で発生した中にもひょっとしたら稲わらで、中国からの稲わらでないかという話もあるんです。そういうのも含めて、観光客を呼ぶのは大事かもしれないんですけれども、その時にどういうふうにして、どうやって口蹄疫とかそういうものを持ち込ませないようにするかという対応を考えているのか、ちょっと聞かせてください。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 4 時 01 分休憩

午後 4 時 02 分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 今の議員からのお話でございますけれども、そういった発生源からの団体客だとか、そういったものに対する防疫体制はどうするかということでございますけれども、今の段階では、空港、その他、大きな窓口の場所では防疫体制をとられています。さらに、厚岸町にそういう方が来られても、当然、JRも含めましてそういった施設で防疫体制をとりあえずとっているということですので、そういった方々にもリーフレット並びにそういったものも、きのう現在、厚岸町にも総合振興局から届いていますので、配付なり、そういったことで防疫をしていきますので、対応していきたいと思えますので、ご理解いただきたいと思えます。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 口蹄疫の場合ウイルスなんですよ。それで普通の服についてきた場合は、これを焼かないとだめなんです。もし東京へ行くんだったら、ビニールの服を着て行けと言われたんですけども、ツルンと取れるものでないと、ウイルスが持ち込まれるということがあるんです。それで、さっき言いましたけれども、オーストラリアなど発生していない国で、どのようなそういう防除策をしているかというのも町としても少し調べてほしいし、これは釧路管内の大きな釧路全体でやる取り組みのようですから、そういうのも含めて釧路もみんな一緒ですから、どこでも出たら終わりですから、そういうのも含めてのその対策も対応してほしいし、それから今、今回応援に獣医師のほかにも自衛隊も参加していますけれども、それはどこの地域ですか、それはわかっているのでしょうか。どこの自衛隊が宮崎に応援に行っているか、北海道から行っていると思うんですが、どこですか、それはわかりますか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 今の議員のご質問で、宮崎に応援に行っている自衛隊がこの部隊かということですが、それは確認は取っておりません。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 オーストラリアとか、発生していない国のやり方も少し学んでほしいと思います。答えがなかったのです。

それと、どこかわからないのはわかりますけれども、その部隊が、矢臼別に来ることがあるのかなと思うんです。訓練で。向こうで多分、検疫はしてくると思うんですが、その時に使った重機の検疫とかどういうふうになっているのか、それも含めてきちっと防衛施設庁なんかにも申し入れていく必要があると思うんですけれども、その点どう考えていますか。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

自衛隊演習に関する防疫対策なんですが、ただいまご指摘ございましたいろいろな課題について、北海道のほうにお話をしていきたいと思っています。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 この口蹄疫のようなものというのは、すごい急速に広がっているウイルスですから、できれば何というのかな、わかりやすい方法でみんなに知らせてほしいし、単純に疫病という感じはなくて、しっかりそのほうを認識してほしいと思います。

それでは、次に移ります。

収入に合った保育料なんですけれども、今、厚岸の場合、それを頑張ってくれていて、上げてはいないというのはわかるんですが、収入に見合った保育料になっているのかなと思うんですよ。それで、今、若いちょうど子育て世代の人たちの合わせての収入が300万円いつているかいつてないかだと思うんです。その人たち、生活していく上での子供がいれば3人家族、家賃払っていくとなった場合には、とても大変な生活になっていると思うんですけれども、それらも含めてここにあるC1の段階とか、それからDの7、結構幅広いもんですから、そういうのも含めて子育てがしやすい環境をつくってやってほしいと思います。それで少しでも、半額を補助するとか、それでなければ回数を分けて払いやすくするとか、そういう方法を考えられないでしょうか。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 保育料の階層、料金の決定につきましては、先ほど町長の答弁の中にありましたとおり、国庫負担金についての数値を参考に定めているわけですが、国庫負担金という数値の内容で一定の非課税世帯、生活保護世帯、それから市町村民税の所得割の額、それから所得税の額、そういったふうに階層がございます。それが国においては7階層という、大まかな税金の額によって基準を定められております。これは、この保育料の長い歴史の間で、徐々にその階層の幅を広げてきたといえますか、階層はもっとたくさん昔はあったわけがございます。それを大まかなくくりで、現在7階層になってきたという状況では、厚岸町では過去のできるだけ収入に見合った形にしようという中で、階層を実は多く残してございます。そういったことで、まず、階層に配慮して、納税いただけやすいような配慮をまずしているということが1点でございます。

また、保育料の額自体が国の基準では、年齢等によって違うわけでございますけれども、4歳以上といえますか、年長あたりになる保育料ですけれども、C階層、C階層といえますと、これは市町村民税均等割のみかかっている世帯ということになります。C1からC3というのは住民税均等割というのは、実は国では1万9,500円という設定をしているわけでございます。そこで厚岸町では、この額は1万4,840円から1万6,780円というぐあいに、国の基準よりも下回る下の設定に行います。

もう1点、保育料の半額ということにつきましては、これは国の考え方等に、同時に2人が保育所に入る場合は2人目は半額と、こういったような取り扱いはしてございませけれども、1人目からの半額している状況には、現在ないということでございます。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 このC階層なんですけれども、均等割のみの額で、税金が上がっていることで保育料が上がったということになるんじゃないですか、それはどうなんでしょう。均等割が減免されたことによって、税金が高くなっているんじゃないですか、C階層の場合は、C階層の実際使える所得というのですか、所得の金額というのは幾らなんでしょうか。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 世帯それぞれが扶養の数だとか、そういったことで所得というのは違う計算になりますね、そういった控除を、控除されるものを除いて残った所得ということになりますね。それに税金がかかるわけですから、一概には幾ら幾らということにはないということをご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 これは国保の保険料の加入世帯の所得、年金所得というのがちょっと出ているのがあるんですけども、これは1992年の時に加入の1人当たり保険料が、92年で6万7,013円だったんですけども、現在は9万610円、その当時の所得額が276万5,000円という所得の人で、その当時6万円だったのが今は166万円で、9万いくら取られているんですね。だから、税金が物すごく負担が多くなってきて、同じ均等割の世代であってもいろいろな意味で税金が取られる回数が増えていきますので、本当に切ない思いしている個々のC階層とか、それから全体に見ると、幅がちょっとすごく広いので、もう少し、ぎりぎりのところにいる人たちの生活ってすごく大変なので、その幅をもっと刻んで納めやすいようにやり方をやっていかないと、子供を育てていけないと思うんですよ。1人なら何とかできるけれども、2人になったら、とてもじゃないけれども、生活できないし子供育てられない。今、少子化の問題がこれだけ言われている時に、やっぱりその辺は大事にして、少しでも若い人が生活・子育てできるようなものを考えてほしいと思うんですけども、せめてそうしたら階層を分けるとか、本当にぎりぎりの生活しているC階層のこの所得を見直すとかというのは、何回もできないと言っていますけれども、ちょっと考えてほしいと思います。

それと、へき地保育所なんですけれども、人数が少なくなって10人以下になると、交付金の問題があってできない、それは無理だというのがありますが、地域産業ですよ、酪農にしても。結構動きが大きくなっていますし、そこで若い人が帰ってこようと思っているときに、保育所がないと帰ってこれないというところまで、実際帰ってきているんですけども、保育所がなくて、もう1度釧路に戻ってしまったという人もいますし、そういうのも考えると、ちょっとの間だけで、10人という国の提言あるかもしれないですけども、地元の産業を守るということから考えれば10人でなくて7人でも、これ見ますとプライベートとかもありますけれども、こういう人数もちゃんと私たちにとって、酪農やっていると、迎えに行くというのが物すごい大変なんです。その時間、ちょうど保育所の迎えと牛舎の仕事とぶつかってしまうんですよ、地元にある保育所があるということは変な話、作業着のまま走っていけるんです。5分で戻ってこれます。だけれども、それも不可能になっちゃうし、それからこの忙しい時期に向かってくると、それはとっても。保育所がないで、やっぱりここで子育てできるかできないかということも考えてしまうというのが、実際聞いていますし、尾幌なんかでも、今、尾幌7人ですよ、これ見ると、5歳児まで7人ですよ。尾幌で、もし再開してくれるんなら、

地元で欲しいというお母さんたちの声なんですよ。

ですから、10人まで満たなくても保母さんの処遇も含めて考えなきゃならないので、それも含めて町として補助してほしいし、ちゃんと保育所として維持することを考えてほしいと思うんですが、どうでしょうか。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 1点目の税金が高くなっているというふうに理解させていただきましたけれども、国及び町の保育料徴収金につきましては、税制改正で扶養控除の関係が変わったとか、あるいは税源移譲があったとか、そういった関係につきましては、税法の変動に合わせた改正が実はなされている状況でございます。階層についても先ほど申し上げましたとおり、国の7階層よりも厚岸町では、それを上回る階層をしているということで、幅広い保育料の設定が可能になっているということでございます。

2点目の地域の保育所でありますけれども、へき地保育所の運営につきましては、これまで説明している、答弁している内容でございますが、厚岸町としてはやはり地域でどうしても保育所運営をしないとしないという場合において、厚岸町では実は無認可保育所ということで、設置費補助金、運営補助金であります。この実は交付をさせていただいているほかに、施設の無償提供、それから運営ノウハウの支援といいますか、それに加えて保育士の確保の便宜、そういったことをさせていただいて、地域独自の保育所運営を実は補助させているところでございます。

これは実際に言えば、例えばでございますけれども、これまでやってきたところは、保育所利用児童の保護者が、保護者の会というものをつくって運営に当たるだとか、あるいは自治会と手を組んで、自治会としての運営法をやるだとか、こういったことで何とか地域でやっていただいている。これが実は現状の若松地域と片無去地域、これに対しては施設の無償提供、維持管理費の町負担という中で、そのほかに維持管理費というのは光熱水費とかそういったものですね、それから修繕等そういったもの。そのほかに運営費として、月12万円で年間144万円になりますが、これに利用児童の保育料を加算した中で保育所運営されている。こういった実態にあります。10人を下回った場合、そういったような地域独自の保育所運営は、可能ではないのかなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 それであれば、もし既設保育所が運営できなくて無認可保育所になって、若松みたいになって、またもう1度10人とかに戻った場合は、既設保育所として再開してやるということが可能なんですか。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。

この件に関しては、既にへき地保育所に関しては、厚岸町立へき地保育所条例というのがございます。この中では、現在、6カ所のへき地保育所が条例上規制されております。このうち、太田へき地保育所、床潭へき地保育所を除く保育所については、休所という形で設置してございますので、休所に当たっては、その際地域と今後へき地保育所の運営が可能となる10人以上ですから、それからなった場合には再開できるようにと、そういう話をして休所に至っているという状況でございます。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 だから、無認可になった後、もう1度、既設保育所としてやることは可能なんですね。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） ちょっと説明が足りなかったようであります。

今現在、へき地保育所が何年間か、先ほど言った無認可で運営したと、その後人数が増えて10人以上になって、交付金の対象となるへき地保育所の要件満たすことになった。この場合については、へき地保育所の再開を行いたいと、そのようなことでございます。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 そうすると、10人を切ってしまうと、9人でもへき地保育所はなくなるということなんですか。へき地保育所でなくなるということ、無認可になると、保母さんの数は1人になったりするんでしょうか。その辺どうなんですか。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 先ほど、私、安易に無認可という言葉を使いましたけれども、無認可の反対には認可という保育所がございます。認可保育所は、町内では厚岸保育所、真竜保育所、宮園保育所の3カ所でございます。これは児童福祉法に基づく保育所として、児童福祉施設の最低基準を満たさなければならないものでございます。つまりゼロ歳児保育には、3人の児童に対して保育士1名であるだとか、1歳児保育については、2歳児か、6人に対して1人だとか、そういった既設の最低基準とともに保育所の配置基準、あるいは調理員、給食ですね、さまざまな基準が定められて、それを北海道知事に届けて認可されたのが実は認可保育所といいます。そこで、それに対して無認可保育所というのは、認可されていない保育所でございます。へき地保育所も実は無認可なんでございます。これは現在、町が指定する施設として保育できるような最低基準の精神を守った形で、全く最低基準を守るということは大変難しいことではありますが、それを守る形でやっているのが、へき地保育所ということですね。それで、へき地保育所の最低保育士の採用人数が2名という基準が実はございます。仮に、これが認可保育

所であると、年齢によって人数が、児童が違くと保育士の数も違ってきますので、必ずしも認可になると2名で足りるという状況にはならないかもしれませんが、へき地は規定では2人でできるという状況であります。

そこで、これが今度へき地ではない9人になった場合には、残念ながらへき地保育所という運営ではなく、独自の保育施設といいますか、そういった中で運営する部分では、最低基準等の適用は求められない、求められませんので、9人以下であれば1人でやっても児童が安全であれば、保育所運営は可能ではないのかなと考えています。ただ、年齢の幅が広いと、子供の年齢の幅が広いと、活動の範囲も変わってきますので、そういった場合は1人の保育士ができるのか、あるいは2人が必要なのかと、そういう判断が必要になってくると思います。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 9人の子供たち、3歳児とか4歳児とか5歳児ですよ。小学生じゃないんですよ。児童ではないですよ、幼児ですよ。それを10人から1人減ったから、9人になったから1人で見るとかという感じになっちゃいますよね、無認可になった場合の人員費はどこまで見てくれるのですか。1人分なんですか、それとも人数に合わせてもう1人出す、2人分見てくれるということになるんですか。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 児童福祉法で言う、先ほど言った最低基準といいますか、保育士の配置基準でいきますと、3歳児であれば20人まで保育士1人で可能と、こういった判断です。4歳児であれば、30人まで保育士1人、実はこういった中で保育をやっているのが認可保育所なんです。これが先ほど言ったのは、年齢の幅が広がると実際問題どうなのか、例えば2歳児が今度利用したいとなった場合、2歳児と5歳児は当然違います。そういった中で、これは1人でやるのはどうなのかという部分では、検討しなければならぬということですね。

児童が増えてくれば、それだけ保育料も当然入ってくるわけでございます。保育料と補助金、町から補助金を交付させていただいておりますが、それを合わせてどういった保育所を確保できるか、どういった保育時間を確保できるか、そういった検討の上でやっているのが実態でございますから、保育料も幾らに設定しようと、こういったことも地域で検討いただくことになろうかなと。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 ということは、地域で考えれということですね、町の責任は全然ないということですか。町も含めて地域で、基幹産業を守る、若い人を守る、後継者を守ると言っている割には、すごいいい加減じゃないですか。子育てしなきゃならない世帯に対して、おかしくないですか。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 今、へき地保育所の保育料というのは1万1,590円というふうに記憶してございます。月額1万1,590円ですね、これは実は認可保育所に行くとうなるのかというと、所得のある人は当然これで済まない状況にもございますし、現在、月額1万1,590円で、今後、へき地でなくなった場合に、それで運営していけるかというのは検討しなければなりませんけれども、実際、保育するという事は、それがお金かかるわけでございます。必要な予算を財源を確保しなければならない。そういったことで、補助はさせていただいているわけですがけれども、そのほかに町としては、そういった維持管理費、施設の提供だとか、そして保育士の確保の支援といいますか、こういったことにも協力しておりますし、決して地域で町は一切知らないよと、そんな考えでは毛頭ございませんので、ご理解いただきたいなというふうに思います。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 本当に、とっても不安に思っているんですよ。保育所なくなるんでないとか、それから20分も30分も乗せて走っている親とか、それがすごく不安に思っているんで、無認可の保育所も自分たちで一生懸命運営していますけれども、やっぱりそれなりに大変なので、給食が欲しいとか何とか言っているわけじゃないんですけれども、働いている間に安全に子供を預けたいし、それから子供たち同士で、ほとんど離れていますから、子供たちの集団というのはたとえ3人でも4人でもあると違うんですよ。子供たちの社会性も含めて大事なものですから、その辺は慎重に考えてほしいと思います。

それから、次に、子宮頸がんのことなんですけれども、これは本当に唯一予防できる「がん」なんです。それで現在、年間1万5,000人が新たに感染して、年、約3,500人の女性がなくなっています。それで子宮頸がんというのは10代、小学校6年生ぐらいから中学1年生、または中学3年生ぐらいまでの間に接種することによって守られる「がん」なんです。そういうことはとても、「がん」って普通予防というか、早期発見・早期治療で治るというのがありますが、ならない方法が現実にあるわけですから、全額補助しろ言っているわけじゃないんですよ。だから少しでも補助してくれることを、また、母性を守るという意味でも大事だと思うので、もう一度検討してほしいと思うんですが、どうでしょうか。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 保育所の件でございますけれども、人口減少等に伴って少子化に伴って、それぞれの地域のへき地保育所の運営が、できていなくなっているというのは厚岸町にとってもかなり前から、そういった状況にあると。現在もそれに進みつつある地域もあるということの中では、学校等もそうでしょうけれども、かなり距離的な関係と産業の問題もあるかなと思いますけれども、距離的な問題等も考えると、いろい

ろな地域に子供さんはいらっしゃいますので、そういったことを全体的に考え合わせると、1点、あるいは2点だけをとらえたそういった施策というの、なかなか非常に厳しいなといったこともあります。

現実的に、認可保育所では延長保育だとか、そういった幅広い時間帯での保育も実施してきておりますので、そういったことも検討していただきながら、現在、通っている保護者の皆さん、何とかご理解いただけないのかなというふうに思います。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 私のほうから、子宮頸がん予防ワクチンのほうにつきましてお答えをさせていただきますが、ご質問者言われるとおり、このワクチン自体は、世界的に申し上げますと、10代から十二、三歳ぐらいを推奨年齢として接種がされているということでございまして、おっしゃられますとおり、がんを早期発見をしていこうという意味では、このワクチンの利用、それから20歳以上の方々が対象になっております子宮がんの検診というものを、きちんと受けていただくような周知というものをきちっとやっていくことによって、言われているような子宮がんというものをかなりの確率で予防できるというふうには言われております。

昨年、国内で承認がされて利用できるというふうになったものでございまして、これはウイルス自体はHPVというものだそうです。16型と18型によくきくということで、同類のものにもきくのではないかという話では、ウイルスに感染をして70%程度は予防の効果があるだろうというふうに言われておりますが、反面、残る3割はなおかつ感染して、「がん」になる危険性がある方々ということになりますので、先ほど申し上げましたように、子宮がん検診もきちっと受けていただくという態勢が必要ではないのかなというふうに私どもも思っております。

1回目の町長答弁の中でもさせていただきますましたが、道内では全額補助、それから1回目の半額とかという情報が入っております、そういう意味では私どもワクチン自体は10歳から45歳までという対象になっておりますけれども、もっと情報を収集する中でどういう検討を加えていくのかなというところがございます。それから、同じ時期に承認されました肺炎球菌の7価ワクチンの問題もございます。

議員のほうからは、昨年12月に、この接種についてもご提言をいただいているところでありますので、そういった総体の中で国の情報収集させていただきながら、なおかつ私どもとしてはできれば同時に、国の適用接種に入っていけばいいなという思いあるのですが、そんなことでなおかつさらに検討させていただきたいというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 子宮頸がんのことなんですけれども、検診を受けると、受ければいいというんですが、20代の女性に検診受けろって、それはつらいですよ。よっぽど病気になって、体調が悪くなれば受けるかもしれないですけれども、それよりも10代のときから、小学

校6年生から中学3年まででワクチンを受けることで、それが抑えられるというなら、やっぱりきちっと考えてほしいと思います。

それから、尾幌の保育所のことで言ったんですけれども、もし尾幌の地域の人たちから、声が出ているんですけれども、無認可の相談があったら、それは対応するということだと思ってよろしいでしょうか。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） ご要望があったときには、町でできる対応を、支援に努めたいというふうに考えておりますので。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 子宮がん検診は子宮がん検診として、今、実施している事業ですので、私どもの対応の中できちっと周知をしていきたいというふうに思っておりますが、子宮頸がんの原因、それから予防方法等につきましても検討を加えながらも、こういったものが国内で承認をされました。効能はどういうことかということも含めて、私ども機会あるたびに情報提供をさせていただきながらということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 以上で、15番、石澤議員の一般質問を終わります。

●議長（南谷議員） 本日の本会議はこの程度にとどめ、あすに延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、あすに延会いたします。

午後4時38分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成22年6月23日

厚岸町議会

議長

署名議員

署名議員